

令和8年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和8年5月28日（木）14時30分～
場所：栄区役所新館4階8・9号会議室

1 議題

- (1) 令和8年度の役員について 【資料1】
- (2) 令和7年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和8年度事業計画及び予算について 【資料3】

2 依頼事項

- (1) 地域防災拠点開設支援キットの活用について（総務課） 【資料4】
- (2) 地域防災拠点アドバイザー派遣事業について（総務課） 【資料5】
- (3) 栄区地域防災拠点運営委員会 第1回意見交換会の開催について
（総務課）【資料6】
⇒ 6月19日（金）までに栄区様式1を提出してください。
- (4) 地域防災拠点運営委員会向けHUG
（避難所運営ゲーム）体験会の実施について（総務課） 【資料7】
- (5) 地域特性を活かした地域防災拠点区域検討について（総務課） 【資料8】
⇒ 7月3日（金）までに栄区様式2を提出してください。
- (6) 地域防災活動奨励助成金の交付について（総務課） 【資料9】
⇒ 6月5日（金）までに栄区様式3及び通帳の写しを、
⇒ 令和9年4月8日（木）までに栄区様式4、5、及び残金を
提出してください。
- (7) 各地域防災拠点委員名簿等の作成について（総務課） 【資料10】
⇒ 7月3日（金）までに栄区様式6、7を提出してください。
- (8) 栄区緊急時情報伝達システムへの登録について（総務課） 【資料11】
⇒ 6月5日（金）までに栄区様式8を提出してください。
- (9) 令和8年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び
拡充配備の実施及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について
（総務課）【資料12】
⇒ 7月3日（金）までに栄区様式9、10を、
令和9年3月19日（金）までに栄区様式11を提出してください。

- (10) 「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けた
アンケート調査へのご協力のお願い（総務課）【資料 13】
⇒ 8月18日（火）までに二次元コードから回答してください。
- (11) 拠点訓練の実施について（総務課） 【資料 14】
⇒ 訓練日1か月前を目途に栄区様式12を提出してください。
⇒ 訓練後2週間以内に栄区様式13を提出してください。
- (12) 地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について
（福祉保健センター生活衛生課） 【資料 15】
- (13) 災害時医療アンケート結果のご報告と今後の取組について
（福祉保健センター福祉保健課）【資料 16】
- (14) 災害時要援護者対応アクションカード作成について
（福祉保健センター福祉保健課）【資料 17】
- (15) 発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の
設置場所に関する調査について（資源循環局 栄事務所）【資料 18】

3 情報提供（必要に応じて各拠点にて、ご対応ください）

- (1) 栄区地域防災拠点担当参与（区役所職員）について（総務課） 【資料 19】
- (2) 令和8年度地域防災拠点運営研修の開催について（総務課） 【資料20】
- (3) 令和8年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について
（総務課）【資料21】
- (4) 地域防災拠点の開設・運営訓練における暑さ対策について
（防災・危機管理統括本部地域防災課）【資料22】
- (5) 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について
（横浜市社会福祉協議会）【資料23】
- (6) 災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について
（市民局地域防犯支援課）【資料24】
- (7) 誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり
（市民局国際平和・ダイバーシティ推進課）【資料25】

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (4) 前3号のほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会の会員は、運営委員会の委員長をもって組織する。

- 2 その他、参与を置く。参与は協議会の会長が指名する者及び行政関係者をもって構成し、協議会の運営に必要な助言を行う。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、会員の互選によって定める。
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。
- 3 やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると会長が認めるときは、書面開催とすることができる。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

2 事務局長は、栄区総務課長をもって充てる。

3 事務局次長は、栄区総務課防災担当係長をもって充てる。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

この会則は、令和3年5月19日から施行する。

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

令和7年度

役 員	氏 名	備 考
会 長	加 藤 重 雄	千 秀 小
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
副 会 長	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
会 計	金 子 強	栄区総務課長
監 事	齋 藤 進	庄 戸 小
監 事	藤 木 健	上 郷 小

令和8年度(案)

役 員	氏 名	備 考
会 長	千 葉 廣 衛	西 本 郷 中
副 会 長	安 藤 健 一	小菅ヶ谷小
副 会 長	藤 木 健	上 郷 小
会 計	宍 戸 史 織	栄区総務課長
監 事	関 根 佐 代 子	本 郷 中
監 事	石 山 俊 雄	笠 間 小

令和8年度栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員 会 委員 長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	矢島 健司
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	木村 長利
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	飯島 信治
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	安藤 健一
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	中込 欣也
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	守屋 龍一
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	野田 由美子
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	関根 佐代子
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 淳
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	秋山 勤
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	平野 義尚
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	松野 晃久
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	高橋 勝美
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	藤木 健
庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進	
横浜きりん学園(旧庄戸中学校)地域防災拠点運営委員会委員長	山口 智賀	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	森 良宏	

参 与	栄区連合町内会長	細田 利明
	豊田連合町内会自治会長	横川 恵
	笠間連合町内会自治会長	指田 弘
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷第三連合町内会長	豊田 孝有
	上郷西連合町会長	三原 一郎
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	松永 朋美
	栄警察署長	三浦 和彦
	栄消防署長	佐藤 俊作
	栄区副区長	大野 豊
	栄区福祉保健センター長	雨堤 崇
	栄区福祉保健センター医務担当部長	横山 涼子
	栄区土木事務所長	丸山 知明
	戸塚水道事務所長	畝本 浩司
	資源循環局栄事務所長	藤本 剛
	栄区小学校長会 代表	遠藤 清美
	栄区中学校長会 代表	岩田 明正
	栄区社会福祉協議会長	田中 健次
	栄消防団長	加藤 正基

令和7年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会	令和7年5月20日	40名
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	各拠点にて計画	各拠点運営委員等
	地域防災拠点運営委員会 第1回意見交換会	令和7年7月6日	各拠点運営委員等
	地域防災拠点運営委員会 第2回意見交換会	令和8年2月14日	各拠点運営委員等
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	令和7年7～8月	事務局
	資機材点検（自主点検）	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

令和7年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	収入済額	増△減	説明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項目	予算額	支出済額	増△減	支出日	説明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,171,248	△108,752	令和7年 6月27日	横浜市に返還予定
		119,081	△919	令和7年 7月8日	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,290,329	△109,671		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和8年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長 加藤 重雄 様

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事 斎藤 進

監 事 藤木 健

(原本へ押印済み 事務局保管)

監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の令和7年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1 監査年月日 | 令和8年5月15日 |
| 2 監査対象期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 3 監査事項 | 決算書・現金出納簿・支出伝票他 |
| 4 監査の結果及び意見 | 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。 |

令和8年度 栄区地域防災活動事業計画書

	事業名・内容	期日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和8年5月28日	40人
	地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	地域防災拠点訓練	随時	各拠点運営委員及び住民
	地域防災拠点意見交換会 (地域防災拠点アドバイザー派遣事業集合 研修)	令和8年7月4日 (予定)	各拠点運営委員及び 事務局
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検 (委託業者による)	令和8年11月 (予定)	事務局
	資機材点検	随時	各地域防災拠点

(第3号様式)

令和8年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	支 出 日	説 明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,400,000	0		横浜市助成金 120,000円 ×20拠点
支出合計	2,400,000	2,400,000	0		

※ 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費（交際費並びに慶弔費、懇親会費、活動と直接関連のない視察・研修費・食糧費等）は助成対象外

令和 8 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長各位

栄区役所総務課防災担当

地域防災拠点開設支援キットの活用について（依頼）

令和 6 年度事業において地域防災拠点開設支援キットを作成し、各地域防災拠点へ配付しております。令和 7 年度に引き続き、今年度の各拠点訓練においても積極的にご活用ください。なお、今年度の各拠点訓練において、**必ず 1 回は確認・訓練**をしていただきますよう、お願いいたします。

1 地域防災拠点開設支援キットとは

避難所開設時において役割や流れを記載した、手順書・必要物品が入ったボックスです。手順書は「地域防災拠点運営マニュアル」をイラストや写真を使いきりだけ簡単に読みやすくしたものです。手順書に従って行動することで、初心者でも最低限の必要事項を実施し、避難所を開設することが出来ます。



2 使用方法について

栄区 HP に地域防災拠点開設キットの手順書の使い方や内容物の詳細を記載していますのでそちらをご覧ください。また手順書は Word 形式で HP に掲載しておりますので、各拠点の実状に合わせて、手順書の内容を変更してお使いいただくことも可能です。

また、令和 7 年度のアドバイザー派遣や拠点の皆様からのご意見等を踏まえ、地域防災拠点開設支援キットにあるアクションカードを一部修正・改訂し、HP に公開しましたのでお知らせします。なお修正版をご希望の拠点は、個別に防災担当までご連絡ください。

【修正点】

<導入シート>

- ・④に、※手順書は周囲に聞こえる大きな声で読みましょうを追加

<スタート編>

- ・②に、手順書は周囲に聞こえる大きな声で読みましょう！！を追加

<施設の安全確認編>

- ・②足元の安全確認だけでなく、**建物上部**の安全確認を行ってから建物に近づいてください。に変更

<施設使用準備編>

- ・②にトイレの確認手順の追加

地域防災拠点開設支援キット

検索



担 当：栄区役所総務課
藤井、高橋、宮川、江渕
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和8年5月28日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区役所総務課防災担当

地域防災拠点アドバイザー派遣事業について（依頼）

令和8年度事業において、地域防災拠点アドバイザー派遣事業を実施いたします。本年度は、対象拠点への派遣型個別支援に特化した形で進めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。また昨年度実施した20拠点を対象とした集合型研修については、「栄区地域防災拠点意見交換会」として引き続き行ってまいります。

1 目的

地域防災拠点アドバイザーを派遣し、**各拠点の状況に応じた訓練支援**を行うことで、**栄区地域防災拠点の運営力向上**を図ります。

2 内容

(1) 令和8年度の支援方針

- ・令和8年度は、令和7年度と同様の9拠点（委員長が1年交代の拠点や、委員長の経験の浅い拠点）を対象に、**派遣型の個別支援に特化**して実施します。
- ・令和7年度の実施結果から把握した課題や要望に応じ、より効果的な支援を行います。
- ・**同一拠点への集中的かつ継続的な支援により、知識・経験の蓄積と運営力の向上**を図ります。

(2) アドバイザー派遣型訓練（対象9拠点）

対象拠点の運営委員会や訓練日程に合わせて随時実施予定

＜対象9拠点（昨年度と同じ）＞

- ・本郷台小学校 ・公田小学校 ・桜井小学校 ・西本郷小学校 ・桂台小学校
- ・横浜きりん学園 ・小山台小学校 ・本郷小学校 ・旧野七里小学校

(3) 対象拠点以外の拠点への対応

昨年度に実施したアンケートにおいて、対象となる9拠点以外でアドバイザー派遣型訓練のご要望があった拠点につきましては、防災担当より別途ご連絡させていただきます。

アドバイザーとの日程調整が整い次第、可能な範囲で訓練派遣を行う予定ですが、アドバイザーは他区における訓練支援も担当しているため、他区拠点の訓練日程と重なった場合等には、ご希望に沿えない場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

(4) 派遣回数について

- ・対象9拠点については、**各拠点につき原則2回の派遣**を想定しております。
- ・昨年度の派遣結果を元に拠点の状況や課題に応じて、必要な支援回数を調整する場合がございます。

<実施方法>

手順	項目	内容
①	事前調査票の記入	対象拠点に事前調査票を記入いただきます。
②	派遣日程の調整等	アドバイザーとメールまたは電話で連絡を取り、派遣日程の調整や事前調査票を踏まえた今年度の支援内容について協議します。
③	訓練内容の協議	アドバイザーが運営委員会に参加し、事前調査票をもとに訓練内容を協議します。
④	訓練の実施	アドバイザーが対象拠点の訓練に参加し、訓練を実施します。
⑤	報告書の共有	訓練報告書を対象拠点に共有します。

担 当：栄区役所総務課
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点運営委員会委員長 各位

栄区役所総務課防災担当

栄区地域防災拠点運営委員会 第 1 回意見交換会の開催について（依頼）

日頃から地域防災拠点の運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

各地域防災拠点の開設・運営に関する取組の情報共有や、実災害時の懸念・不安の解消を目的として、第 1 回意見交換会を開催いたします。つきましては、各地域防災拠点運営委員会からご参加者のご選出をお願いいたします。

1 日時・場所

日時		場所	内容
令和 8 年 7 月 4 日 (土)	【1 部】 10 時 00 分～10 時 30 分	栄区役所 新館 4 階 8・9 号会議室	防災アドバイザーによる 「男女ニーズの違いへの配慮」に 関する講義など
	【2 部】 10 時 30 分～12 時 00 分		意見交換会

2 内容

【第 1 部】「男女ニーズの違いへの配慮」に関する講義について

・発災時の「男女ニーズの違いへの配慮」について、拠点アドバイザーの知見を含めお話しいただきます。

【第 2 部】意見交換会（ワークショップ風）

- ・各拠点の「最近の取組み」や「直面している課題」を順番に 1 つずつ提示し、グループで解決アイデアを話し合ってください、互いの経験や工夫を共有しながら、より良い運営につながる具体的な方法を考えます。
- ・顕在化した各拠点の課題・改善方法等について、拠点アドバイザーに助言をいただきます。

3 参加申込

別紙（栄区様式 1）に、参加者の氏名ほか必要事項をご記入の上、6 月 19 日（金）までに事務局へご返送ください。

各地域防災拠点運営委員会から 2～3 名のご参加者のご選出をお願いいたします。3 名を超えるご参加をご希望の場合は、恐れ入りますが、事前に事務局までご相談ください。

また、今回の意見交換会で題材として取り上げた方がよい項目や各拠点の方々にそれぞれの対応方法など、お聞きしたい事柄がありましたら、別紙の記載欄に記載をお願いします。

担 当：栄区役所総務課

藤井・高橋・宮川・江渕

電 話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

<参加申込書>

栄区地域防災拠点運営委員会 意見交換会

令和 8 年 7 月 4 日（土） 10 時～12 時

地域防災拠点名： _____ 学校地域防災拠点運営委員会

(各拠点 2～3 名の参加者を選出します)

(各拠点で 3 名を超えるご参加希望がある場合は、事務局にご相談ください)

役職	参加者氏名	拠点に関わっている年数
(例 1) 委員長	横浜 太郎	初年度 (今年から委員)
(例 2) 副委員長	栄 優子	3 年目

様式集

栄区様式 1 を
ご確認ください

◎意見交
お聞きし

去など、

※ 6 月 19 日（金）までに事務局へご返送ください。

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区役所総務課防災担当

地域防災拠点運営委員会向け HUG（避難所運営ゲーム）体験会の実施について

発災時の避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかをゲーム感覚で模擬体験できる HUG（避難所運営ゲーム）の体験会を、各地域防災拠点運営委員会向けに講師をお招きして実施 します。HUGを通じて発災時における避難所運営者としての動きをイメージしていただくとともに、意見交換を通じて把握した課題を運営委員会として共有していただき、その後の拠点活動の中でご検討していただければと考えております。

昨年度から運営委員の構成が大幅に変わった拠点や更に理解を深めていきたい拠点など、拠点活動について考えていくための契機として今回のHUG体験会を利用したいと考えている拠点からのお申し込みをお待ちしています。

※HUGとは、避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、グループ内で話し合い避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかをゲーム感覚で模擬体験する H※避難所U※運営G※ゲーム です。

1 実施内容

- (1) 講師による講演及びHUG訓練のレクチャー
- (2) HUG体験
- (3) 意見交換
- (4) 講師によるフィードバックや振り返り

(1) ~ (4) で約 2 ~ 3 時間
内容は基礎的なものになります。

2 実施拠点

10 拠点（予定）

※講師との日程調整や申し込み状況により前後します。

3 実施場所

各地域防災拠点運営委員会の開催場所

※各拠点委員会で場所のセッティングや準備等を行ってください。

※難しい場合は栄区役所会議室で調整します（総務課まで相談）。

4 実施時期

令和 8 年 7 月 ~ 令和 9 年 2 月

平日：9 時 ~ 20 時 休日：10 時 ~ 17 時

※具体的な日時は講師の都合等とも摺り合わせながら要調整。

5 申し込み方法

希望候補日を複数選定のうえ、2ヶ月前までに防災参与を通じて栄区総務課防災・危機管理推進担当までご連絡ください。※お盆、年末年始は対応不可となっています。また、講師との日程調整により、開催が困難な場合もあります。

6 実施人数

各地域防災拠点運営委員6～24名程度まで（HUGは約6人1組で最大4組程度まで参加可能。） できる限り、防災参与も参加をお願いします。

7 備考

(1) 次年度の栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（令和9年5月開催予定）や意見交換会において、簡潔な事例発表をお願いする場合があります

(2) 体験会では物品（マジックや付箋など）を使用しますので、体験会当日に各拠点でご用意ください。

【区役所用意物品】※事前に防災担当でご用意の上、参与を通じて、お渡しします。

- ① HUGセット ※1セット5～6人が適当であるため、必要セット数。
- ② 体育館画面（大判サイズ） ※HUGセットと同枚数
- ③ 教室見取り図（A3サイズ） ※HUGセットと同枚数
- ④ 学校敷地図（A3サイズ） ※HUGセットと同枚数

【拠点用意物品】

- ① 各拠点で管理している一覧表（横浜市で統一して備蓄している一覧表の提供も可能です）
- ② A4サイズの白紙（各教室図面として使用します）
- ③ マジック（黒・赤）やペン
- ④ 付せんなどのメモできるものなど
- ⑤ ホワイトボード

※お申込みいただいた拠点には、改めて必要物品についてご案内させていただきます。

(3) 体験会当日の写真撮影及び各種媒体における写真利用を了承していただきます。

担 当：栄区役所総務課

藤井・高橋・宮川・江渕

電 話：045-894-8312

メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区役所総務課防災担当

地域特性を活かした地域防災拠点区域検討について（依頼）

1 趣旨

本件は、阪神・淡路大震災を契機に指定された地域防災拠点における現行の拠点区域について整理を行い、人口構成や地形、インフラ状況、日常の地域活動などといった地域特性等や連合町内会と拠点区域の不一致などの課題を踏まえつつ、外部識者の助言や地域の意見を取り入れ、実態に即した地域防災拠点区域の見直し案を検討していくものです。

2 内容

検討は2か年度で段階的に進めます。

今後、外部識者との協議等を行いながら拠点区域案を作成し、地域との意見交換などを通じて得られた意見などを踏まえ、最終的な拠点区域案を取りまとめます。

<実施スケジュール（予定）>

令和 8 年度	
令和 8 年 4 月～9 月	拠点区域案の作成（外部識者との協議等により、拠点区域案作成）
令和 8 年 10 月～令和 9 年 3 月	拠点区域案の地域説明・調整・意見徴収
令和 9 年度	
令和 9 年 4 月～9 月	意見を踏まえ、拠点区域案修正・地域説明・確定
令和 9 年 10 月～令和 10 年 3 月	確定した拠点区域案の周知など

3 各拠点への依頼事項

令和 8 年度上半期に行う拠点区域案の作成にあたり、各拠点運営委員会へ課題や意見抽出を目的に、意見照会を行います。各拠点の運営委員会にて回答をご検討のうえ、**別添意見回答書（栄区様式 2）**を各拠点の担当参与を通じて、**令和 8 年 7 月 3 日（金）まで**にご提出くださいますようお願いいたします。

また、下半期に拠点区域案を地域の皆様へ提示し、説明・調整・意見徴収を行う説明会を開催予定です。説明会の開催にあたり、連合町内会長ならびに所属する全ての自治会・町内会長の皆様にご出席をお願いする予定です。各地域防災拠点委員長の皆様におかれましても、ご出席をお願いする予定ですので、ご承知おきください。なお、説明会の詳細につきましては、下半期に改めてご案内いたします。

担 当：栄区役所総務課
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

地域特性を踏まえた地域防災拠点区域検討に係る意見回答書

拠点名：
氏 名：_____

★この意見回答書は、令和8年度より2か年度で実施する「地域特性を活かした地域防災拠点区域検討」において、地域の実情に即した地域防災拠点区域を構築するため、事前に各地域防災拠点の意向やご意見、実情を把握することを目的としております。

作成予定の区域案では、原則として、地域防災拠点区域の境界線は、自治会・町内会の境界線に可能な限り整合させる方向で検討しています。

(これは、一つの自治会が複数の拠点に分かれて避難する状況を避け、自治会・町内会と拠点との連携を円滑にするためです。あくまでも原則ですので、区域が跨ることを妨げるものではありません。)

なお、参考として、現行の地域防災拠点区割り図を添付いたします。

1. 現行区域の評価

(1つ選択してください)

- ① 現行区域で問題ない
- ② 一部に課題がある
- ③ 全体に課題がある

様式集

【構成する自治会】

記入例：〇〇自治会

栄区様式2を ご確認ください

1で、②及び③を選択した方にお聞きします。


拠点区域を構成する自治会の**変更案**がある場合は、下記にご記入ください。(世帯数は概数で可)

【構成する自治会 (変更後案)】

記入例：

- 〇〇自治会を追加したい。 →移動 (削除) 元：〇〇連合町内会自治会
- 〇〇自治会を移動 (削除) したい。 →移動 (削除) 先：〇〇連合町内会自治会

2. 変更するにあたり、それが必要な理由



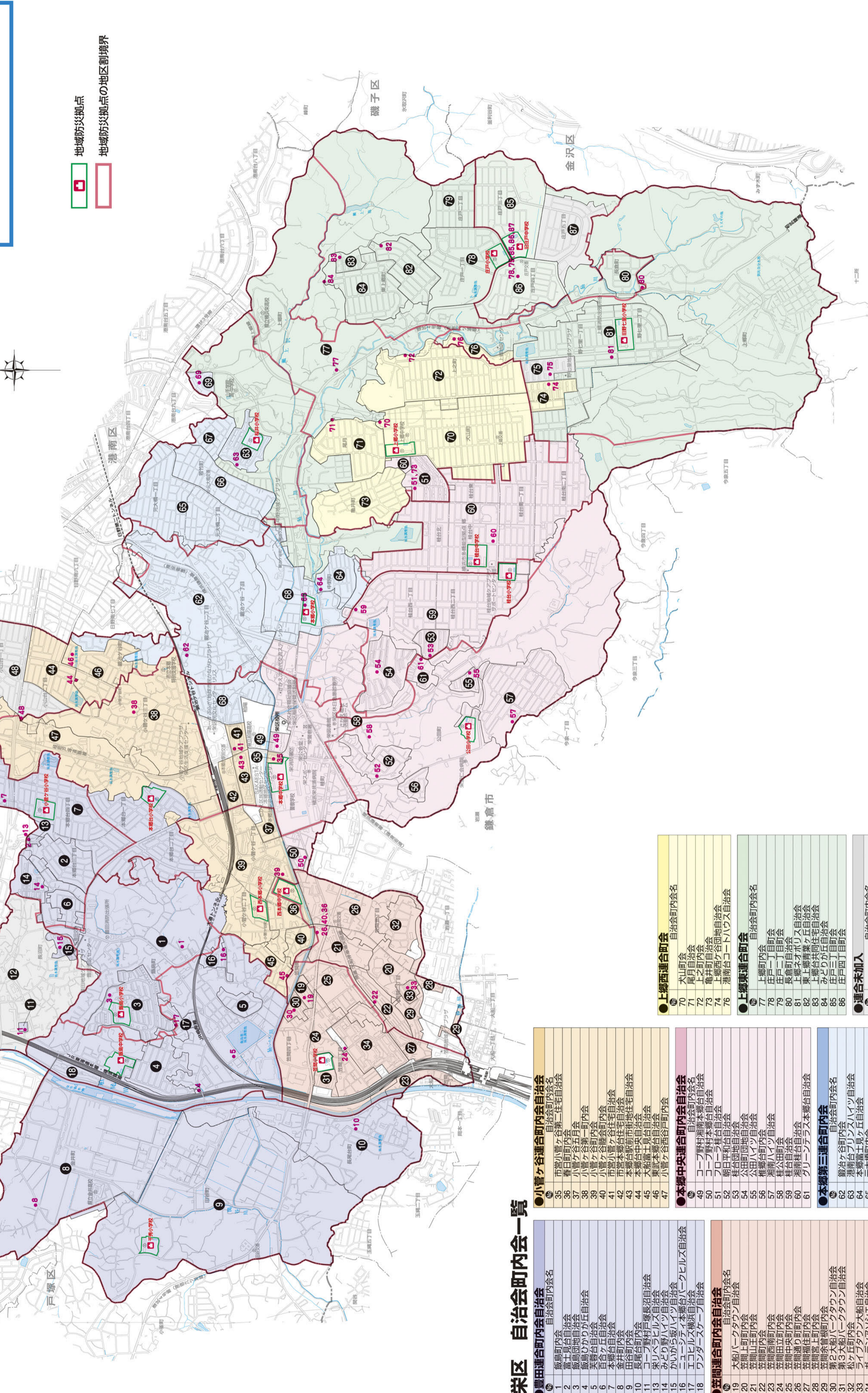
3. その他、拠点区域変更に対するご意見や配慮すべき事項など

(人口構成・地形・インフラ・地域活動の単位など)



栄区 拠点区域マップ

令和7年6月現在



栄区 自治会町内会一覧

自治会町内会名	自治会町内会名
1 栄町町内会	35 小菅ヶ谷連合町内会自治会
2 富士見台自治会	36 市菅小菅ヶ谷第一住宅自治会
3 藤島団地自治会	37 春日町町内会
4 飯島ひかりが丘自治会	38 小菅ヶ谷五月会
5 美鷹台自治会	39 小菅ヶ谷第一町内会
6 百合ヶ丘自治会	40 小菅ヶ谷連合自治会
7 本郷台自治会	41 市菅小菅ヶ谷住宅自治会
8 金井町町内会	42 市本郷駅前住宅自治会
9 尾台町町内会	43 本郷中央自治会
10 フラ野村戸長塚沼自治会	44 大船橋土居自治会
11 米リバラヒルズ自治会	45 東武本郷台自治会
13 米リバラヒルズ自治会	46 小菅ヶ谷西谷戸町内会
14 みどり野ハイイツ自治会	
15 かがり坂ハイイツ自治会	
16 ニュージェティ本郷台パークヒルズ自治会	
17 エコヒルズ瀬浜自治会	
18 ワンダースケープ自治会	

自治会町内会名	自治会町内会名
19 大船パークタワー自治会	51 コープ野村本郷台自治会
20 笠間上町町内会	52 フローラ桂台自治会
21 笠間山王町内会	53 株台団地自治会
22 笠間町内会	54 公田ハイイツ自治会
23 笠間西南町内会	55 椎郷台町内会
24 笠間中央町内会	56 湘南ハイイツ自治会
25 笠間通り町内会	57 桂台自治会
26 笠間通り町内会	58 湘南桂台自治会
27 笠間上町内会	59 グリーニングラース本郷台自治会
28 笠間余韻橋町内会	
29 第2大船パークタワー自治会	
30 第3大船パークタワー自治会	
31 松ヶ丘町内会	
32 ライブタウン大船自治会	
33 ライブタウン大船自治会	
34 ガーデンアンジェ自治会	

自治会町内会名	自治会町内会名
38 小菅ヶ谷連合町内会自治会	66 本郷第三連合町内会自治会
39 市菅小菅ヶ谷第一住宅自治会	67 鎌谷ヶ谷町内会
40 春日町町内会	68 港南台プリンスハイイツ自治会
41 小菅ヶ谷五月会	69 本郷橋町内会
42 小菅ヶ谷第一町内会	70 元大船町内会
43 小菅ヶ谷連合自治会	71 若竹町内会
44 市菅小菅ヶ谷住宅自治会	72 中野町内会
45 市本郷駅前住宅自治会	73 ラーバン港南台自治会
46 本郷中央自治会	
47 大船橋土居自治会	
48 東武本郷台自治会	
49 小菅ヶ谷西谷戸町内会	

自治会町内会名	自治会町内会名
50 コープ野村本郷台自治会	81 上郷西連合町内会自治会
51 フローラ桂台自治会	82 犬山町内会
52 株台団地自治会	83 尾月自治会
53 公田ハイイツ自治会	84 上之町町内会
54 椎郷台町内会	85 亀井町自治会
55 湘南ハイイツ自治会	86 上郷西ヶ谷団地自治会
56 桂台自治会	87 港南台コートハウス自治会
57 湘南桂台自治会	
58 グリーニングラース本郷台自治会	

自治会町内会名	自治会町内会名
60 鎌谷ヶ谷町内会	91 上郷東連合町内会自治会
61 港南台プリンスハイイツ自治会	92 上郷町内会
62 本郷橋町内会	93 庄戸二丁目自治会
63 元大船町内会	94 長倉町自治会
64 若竹町内会	95 上郷水才ボリス自治会
65 中野町内会	96 東上郷連合住宅自治会
66 ラーバン港南台自治会	97 上郷共同住宅自治会
	98 みどりが丘自治会
	99 庄戸三丁目自治会
	100 庄戸四丁目自治会

自治会町内会名	自治会町内会名
91 上郷西連合町内会自治会	101 港南台コートハウス自治会
92 犬山町内会	
93 尾月自治会	
94 上之町町内会	
95 亀井町自治会	
96 上郷西ヶ谷団地自治会	
97 港南台コートハウス自治会	

自治会町内会名	自治会町内会名
101 上郷東連合町内会自治会	111 港南台コートハウス自治会
102 上郷町内会	
103 庄戸二丁目自治会	
104 長倉町自治会	
105 上郷水才ボリス自治会	
106 東上郷連合住宅自治会	
107 上郷共同住宅自治会	
108 みどりが丘自治会	
109 庄戸三丁目自治会	
110 庄戸四丁目自治会	

自治会町内会名	自治会町内会名
111 港南台コートハウス自治会	121 港南台コートハウス自治会
112 長沼町内会	
113 小川町内会	
114 上郷西ヶ谷ハイイツ自治会	
115 庄戸五丁目自治会	

...会館、集会所等の所在地
 (自治会町内会の番号と対応していません。山等、)
 五番、集会所のない自治会町内会もあります。)

1 : 15,000

0 100 500 1000m

この地図は、国土数値院発行の1万分1地形図を使用し、測量法第30条に基づき成果採用承認「平27開地、第50号」の一部を転載したものである。
 地図編纂 (株)中央ジオマテックス

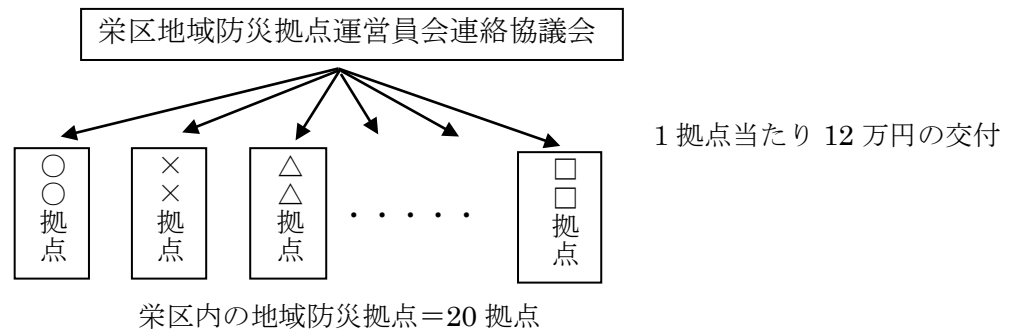
栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災活動奨励助成金の交付について

1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の拠点の運営に備えた訓練及びその他の活動を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



2 交付金額

1 拠点当たり、12万円を交付します。

※交付金額から振込手数料を差し引いた金額が指定された口座に振り込まれます。

3 交付について

令和8年6月5日（金）までに、担当参与を通じて請求書（栄区様式3）及び通帳の写しをご提出ください。振込完了後、各拠点にご連絡いたします。

4 留意事項

(1) 支出について

当該年度に発生する経費支出が対象となります。助成金は翌年度への持ち越しはできません。残金が発生した場合は、年度末に事業決算書の提出と合わせてご返金いただきます。

(2) 支出用途について

助成金の用途は「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。

○使用可 …訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水など

×使用不可…運営委員会の役員等への謝金、懇親会費、弁当代 など

5 実績報告方法および領収書について

令和9年4月1日以降、4月8日（木）までに担当参与を通じて所定の様式による現金出納簿（栄区様式4）、事業完了報告書（栄区様式5）及び残金をご提出ください。

なお、領収書の提出は不要ですが、場合によっては領収書の提出を求められることがありますので、引き続きすべての支出項目について領収書の保管をお願いいたします。

担 当：栄区役所総務課
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会
委員長

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000—

(振込手数料を含む金額とします)

様式集

以下の

フリガナ	<p style="text-align: center; color: red; font-size: 2em;">栄区様式3を ご確認ください</p>	
口座名		
振込先	信用組合	農協
預金種目	普通	当座
口座番号		

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。
上記口座に補助金を振り込みください。

代表者名 : _____ 印 _____

※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)

年度 区 学校
地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運営に係わる事業	<p style="text-align: center;">様式集</p> <p style="text-align: center;">栄区様式5を ご確認ください</p>		
管理に係わる事業			

記入例

栄区様式4

栄区 _____ 学校地域防災拠点運営委員会 現金出納簿

令和 _____ 年度

単価：円

収 入			支 出		差引
月日	事項	金額	事項	金額	残金
7月1日	防災拠点運営助成金	120,000			120,000
7月30日			補助金振込手数料	990	119,010
8月9日			資料コピー	330	118,680
8月10日			第1回運営委員会施設 利用費	2,000	116,680
8月20日			資料コピー	60	116,620
8月28日			第2回運営委員会施設 利用費	2,000	114,620
8月31日			防災講習会参加費・交 通費	6,000	108,620
9月20日			資料印刷	800	107,820
9月28日			第3回運営委員会施設 利用費	2,000	105,820
10月5日			防災訓練用飲料水	18,000	87,820
10月5日			防災訓練資材費(食器、 洗剤等)	4,800	83,020
10月5日			防災訓練用食材費	50,000	33,020
10月20日			資料コピー	100	32,920
1月28日			備蓄品購入	33,000	-80
2月1日	町内会より繰入	80			0
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金については年度毎に決算することになるため、残額や赤字分の翌年度への繰り越しはできません。 ・残金は返還していただくこととなりますので、極力使い切りをお願いします。残金がある場合は、備蓄品購入等にお役立てください。 (乾電池、ガソリン缶、熱中症対策用品、保存用飲料水、蓄電池など) ・運営委員会の役員等への謝金、懇親会費、弁当代などには、使用できませんので、ご注意ください。 ・収支結果が赤字となってしまった場合には、収入欄に赤字分の補てんがどのようにされたか記載してください。 					
合計		120,080		120,080	0

記入例

栄区様式5

(第8号様式準用)

年度 区 学校
地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会	R〇.〇.〇	1名
	第1回 運営委員会 ・運営委員、学校施設管理者等との顔合わせ ・運営委員の変更 ・防災訓練打合せ(訓練日時等)	R〇.7.〇	10名
	防災講演会への参加	R〇.8. 〇	5名
	第2回 運営委員会 ・防災訓練打合せ	R〇.9. 〇	10名
	〇〇学校地域防災拠点訓練 ・AED取扱訓練・炊き出し訓練・緊急給水栓給水訓練 ・情報受伝達訓練(アマチュア無線)	R〇.10. 〇	50名
	第4回 運営委員会 ・令和〇年度の振り返り ・令和〇年度の方針	R〇.1. 〇	10名
管 理 に 係 わ る 事 業	防災備蓄庫の点検・整理	R〇.7.〇	10名
	防災倉庫備蓄品確認	R〇.9.〇	10名
	防災倉庫備蓄品及び備蓄品買い出し	R〇.10.〇	15名

令和 8 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 8 年度 各地域防災拠点委員名簿等の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、地域防災拠点運営委員会と区役所との関係強化のため、各運営委員名簿の提出をお願いします。

また夜間・休日など教職員不在の時間帯における発災への対応のため、各地域防災拠点運営委員会の皆様にて学校施設の鍵の保管をお願いしていますので、令和 8 年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 令和 8 年度栄区地域防災拠点運営委員会 委員名簿（別紙 1）（栄区様式 6）
- (2) 令和 8 年度地域防災拠点鍵管理者名簿（別紙 2）（栄区様式 7）

2 提出期限及び提出先

令和 8 年 7 月 3 日（金）までに各拠点の担当参与を通じて提出願います。

担 当：栄区役所総務課
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

令和8年 月 日

令和8年度栄区地域防災拠点運営委員会 委員名簿

学校地域防災拠点運営委員会

	氏名	委員会役職名	所属(自治会・町内会等)	連合
1				
2				
3				
4				
5				
6	<p style="font-size: 2em; color: red;">様式集</p> <p style="font-size: 3em; color: red;">栄区様式6を ご確認ください</p>			
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

令和8年 月 日

令和8年度栄区地域防災拠点

学校地域防災拠点運営委員会

保管者氏名	委員会役職名	住 所	電話番号

個人情報
運営委員会が活用するものです。目的以外のことには使

蓄庫	その他	備考

学校関係者、栄区地域防災拠点各

様式集

栄区様式7を ご確認ください

令和 8 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

栄区緊急時情報伝達システムの登録対象者の更新について（依頼）

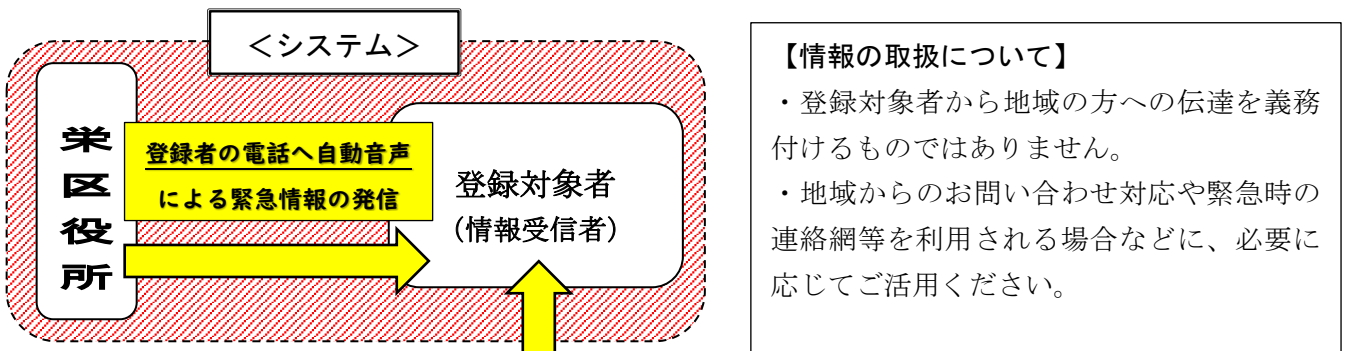
1 依頼事項の趣旨

栄区では災害時に、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ、**緊急時情報伝達システム**等で地域の皆様へ緊急情報を提供しています。

緊急時情報伝達システムでは、電話番号をご登録いただくと、避難指示発令・避難場所の開設など災害時の緊急情報のほか、区で周知の必要があると判断した情報を自動音声で発信します。災害時の情報収集のツールの一つとして、ご活用いただけます。

新年度を迎え、システム登録者の変更、登録電話番号の変更のある場合は申請書のご提出をお願いいたします。

2 緊急時情報伝達システムについて



緊急時情報伝達システムのほか、横浜市防災情報Eメール、緊急速報メール、区ホームページ等で同様の情報を発信しています。

3 システムの登録対象者（情報受信者）

- (1) 地区連合町内会長
- (2) 自治会・町内会長等^{※1}
- (3) 地域防災拠点運営委員長^{※2}
- (4) 即時避難指示対象世帯^{※2}

※1自治会町内会は2名まで登録することができます。

※2地域防災拠点運営委員長及び即時避難指示対象世帯に対しては、栄区総務課から個別にご案内します。

裏面あり

4 発信内容

災害時の緊急情報ほか、区で周知の必要があると判断した情報を登録対象者の電話（固定・携帯）へ自動音声で発信します。

例) 台風○号の接近に伴い、○月○日△時に避難所4か所（○○学校、○○学校、○○学校、○○学校）開設予定です。詳しくは栄区ホームページをご覧ください。

5 申請方法

(1) 「緊急時情報伝達システム登録申請書」(栄区様式8)に必要事項を記入し、各拠点の担当参与(区役所職員)経由で栄区総務課までご提出ください。

(2) 本システムの登録者は年度ごとに更新いたします。

※システム登録者の変更や電話番号の変更がない場合の申請は不要です。

※過去にシステム登録をしており、登録を削除したい場合はその旨をご連絡ください。

6 申請期限

令和8年6月5日(金)まで

(申請期限後も追加登録や登録者、登録番号の変更は可能です。)

7 配信試験

システム登録者に対して下記の日程で一斉配信試験を実施いたします。試験実施の際は、システム電話番号(0570-095-999)より試験電話の着信がありますので御承知おきください。

<配信試験実施日>

令和8年6月10日(水) 午後1時00分頃

※災害等により試験を中止する場合には、栄区のホームページでお知らせします。

8 添付資料

別紙 「栄区緊急時情報伝達システム登録申請書」(栄区様式8)

参考資料 災害時情報発信ツール一覧

担 当：栄区総務課(41番窓口)
藤井・高橋・宮川・江渕

電 話：045-894-8312

F A X：045-895-2260

メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

栄区緊急時情報伝達システム登録 申請書

令和 年 月 日

(申請先)
(横浜市栄区長)

申請者 住所

氏名

電話

栄区緊急時情報伝達システムへの登録を下記のとおり申請します。

役職等	
日	
登録をす	します。

様式集

※ ご記載

【申請方
申請書
課までご

**栄区様式 8 を
ご確認ください**

総務

【期限：令和 8 年 6 月 5 日（金）まで】

担 当：栄区総務課（41 番窓口）
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
F A X：045-895-2260
メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

災害時情報発信ツール一覧

ツール	伝達方法	発信元	登録方法	対象者	内容
緊急時情報伝達システム	電話による 音声	栄区	申請書を区役所に提出	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合町内会長 自治会・町内会長等 地域防災拠点運営委員長 即時避難指示対象世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 栄区の緊急情報（避難所開設等） 周知の必要があると判断した情報
防災情報Eメール	メール	横浜市	空メールを送って登録	全市民	<ul style="list-style-type: none"> 自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
横浜市避難ナビ	プッシュ通知	横浜市	アプリをダウンロード	全市民	<ul style="list-style-type: none"> 自分で得たい情報を選択（横浜市からの緊急なお知らせ、地震情報、気象情報、河川水位情報等）
緊急速報メール（エリアメール）	プッシュ通知	横浜市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;"> NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイル、楽天モバイル </div>	携帯電話で設定 （初期設定はONになっている）	全市民	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市からの緊急なお知らせ（エリアメール）
栄区ホームページ	ホームページの確認	栄区	ホームページで閲覧	全市民	<ul style="list-style-type: none"> 栄区の緊急情報（避難所開設等） 周知の必要があると判断した情報

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 8 年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備の実施 及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、地域防災拠点（以下「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に備蓄食料等の更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

つきましては、次の内容についてご協力くださいますようお願いいたします。

1 各拠点の備蓄品の更新等について

8月から9月頃にかけて、拠点に配備している備蓄品の更新（配送・回収）を行います。

(1) 配送・回収する備蓄品及び対象拠点

別紙 1 「8～9月頃に配送・回収する備蓄品一覧」のとおり

(2) 賞味期限切れの備蓄品の回収

例年、前年度の訓練で配布しきれなかった分など、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまっている事例が確認されています。

誤配布の原因ともなってしまうため、賞味期限切れの備蓄品（地域防災課配備品に限る）が残置されている拠点におかれましては、**回答様式 1（栄区様式 9）に回収を希望する品目名及び箱数を記入いただき、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、担当参与（区役所職員）を通じて栄区防災担当までご提出をお願いします。**

※ 誤回収防止のため、回収希望品には回収を希望する旨の貼紙等を付けて、1か所に集めておくようお願いします。

2 備蓄品の有効活用について

更新を行う備蓄品のうち、対象品目については、拠点訓練等において配布するなど、有効活用へのご協力をお願いします。ご報告いただいた有効活用分の数量は拠点に残置します。

※【原則回収】を基本とします※

もし、有効活用する場合は、賞味期限切れの備蓄品が拠点に残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ、ご報告ください。（項目 4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について を必ず参照してください。）

(1) 有効活用可能な備蓄品及び賞味期限

別紙 2 「有効活用可能な備蓄品一覧」のとおり

(2) 有効活用希望数等の報告

回答様式 2（栄区様式 10）に「有効活用希望数」及び「有効活用（配布）予定日」を記入いただき、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに、担当参与（区役所職員）を通じて栄区防災担当までご提出をお願いします。

(3) 留意事項

有効活用する場合は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認した上で、項目4にあるチェックシートの記入・提出をお願いします。

過去に、期限切れの備蓄品を誤って訓練参加者に配布してしまった事例もありますので、訓練等において参加者などへ配布する際にも、必ず賞味期限内であることを再度確認したうえで、配布をお願いします。

3 拡充する備蓄品の配備について

令和9年1月から3月頃にかけて、拡充する備蓄品の拠点への配送を行います。詳細は、別紙3「1～3月頃に配送する備蓄品」をご参照ください。

なお、前年度に希望する拠点に配送したパーティション【4㎡・約7㎡】及びコットについて、今年度購入分は全て方面別備蓄庫で保管します。

4 備蓄品に関する誤配布防止の取組の徹底について

昨年度の拠点訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が複数発生しました。その後再発防止策を検討していたため年度途中で当該備蓄品の配布を急遽中止し、各拠点の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

つきましては、賞味期限切れ備蓄品の誤配布の再発防止に向けて、次のとおりご依頼いたしますので、ご対応とご協力をお願いします。

(1) 賞味期限の確認の徹底

拠点訓練等の準備日及び当日は、拠点委員の皆様で、回答様式3（栄区様式11）「備蓄品チェックシート」を記入し、必ず1箱ずつ賞味期限を確認したうえで配布してください。

(2) 備蓄品残数の報告

拠点訓練等の際に備蓄品の残数を記入いただいた回答様式3（栄区様式11）は、年度内の全拠点訓練等終了後、令和9年3月19日（金）までに担当参与（区役所職員）を通じて栄区防災担当までご提出をお願いいたします。

(3) その他

原則、回収とさせていただきますが、有効活用を希望される拠点において、万が一、誤配布が発生した場合は、拠点委員の皆様から、配布対象者全員へ体調管理と安全確認等のご連絡や回収をお願いすることになりますので、確実なチェック体制確保にご協力ください。

5 全体スケジュールについて

別紙4「拠点における備蓄品の更新等スケジュール」をご参照ください。

6 添付資料

- (1) 依頼文別紙1～4
- (2) 回答様式1～3（栄区様式9～11）

担 当：栄区役所総務課 藤井、高橋、宮川、江渕 電 話：045-894-8312 メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp
--

2026(令和8)年8～9月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	外箱のラベル色	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目途に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。			
食料	① 保存パン	【茶】	全拠点
	② おかゆ		
	③ クラッカー		
	④ ライスクッキー	【黒】	
	⑤ スープ		
	⑥ 粉ミルク	【青】	
	⑦ 液体ミルク		
生活用品	⑧ 簡易防犯カメラ 【所管：市民局地域防犯支援課】		一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の計82拠点)
	⑨ 哺乳瓶・哺乳瓶 (使い捨て)		
	⑩ 子供用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑪ 大人用おむつ (テープ・パンツタイプ)		
	⑫ 生理用品		
	⑬ トイレバック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】		

2026(令和8)年8～9月頃に回収する備蓄品一覧

種類	品目	製造・納入年度 【外箱のラベル色】	回収対象の拠点	有効活用 の可否
※箱数等の詳細は、7月末～8月上旬頃を目的に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。				
飲食物	① 保存パン	2021(令和3)年度 【赤】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
	② おかゆ			
	③ クラッカー			
	④ ライスクッキー			
	⑤ スープ	2022(令和4)年度 【青】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
	⑥ 飲料水(水缶)			
	⑦ 粉ミルク			
	⑧ 液体ミルク			
	⑨ アルコール消毒液	2020(令和2)年度 【緑】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
	⑩ 哺乳瓶			
	⑪ 子供おむつ			
	⑫ 大人用おむつ			
	⑬ 生理用品	2025(令和7)年度 【赤】	全拠点	可能 (詳細は別紙2参照)
⑭ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】				
⑮ くみ取り式仮設トイレ(和式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】				
⑯ 賞味期限切れの備蓄品				
生活用品	⑭ トイレパック 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	2019(令和元)年度	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区の計82拠点)	不可
	⑮ くみ取り式仮設トイレ(和式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	2020(令和2)年度	一部拠点のみ (鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 の計368拠点)	
その他	⑯ 賞味期限切れの備蓄品	2011(平成23)年度	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に回収予定	不可
	⑰ 賞味期限切れの備蓄品	1995(平成7)～ 1998(平成10) 年度頃	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に回収予定	

【2026(令和8)年度】有効活用可能な備蓄品一覧

品目	賞味期限	製造・納入 年度	有効活用可能な 最大箱数
※有効活用の際は、必ず1箱ずつ賞味期限をご確認ください。			
① 保存パン 	2027 (令和9)年 1月	2021 (令和3)年度	10箱 (20缶/箱)
② おかゆ 			5箱 (20袋/箱)
③ クラッカー 			3箱 (70袋/箱)
④ ライスクッキー 			1箱 (20個/箱)
⑤ スープ 			2箱 (45袋/箱)
⑥ 飲料水 (水缶) 			22箱 (24缶/箱)

2027(令和9)年1～3月頃に配送する備蓄品一覧

種類	品目	配送対象の拠点
※箱数等の詳細は、12月～1月頃を目的に各区防災担当や参与等を通じてご案内予定です。		
※飲料水は更新分もアルミボトルに切り替えるため、更新分と拡充分をまとめて1～3月頃にかけて配送予定です。		
飲食料	① 飲料水 (アルミボトル)	全拠点
	② レトルト玄米食品	
	③ 栄養補助食品 (栄養補助ゼリー)	
	④ 身体ふき兼おしりふきシート	
	⑤ 歯みがきシート	
	⑥ エアマット	
生活用品	⑦ 「災害時の資源とごみの分け方・出し方」ポスター 【所管：資源循環局業務課】	一部拠点のみ (鶴見区・磯子区の一部の拠点、金沢区、港北区の計91拠点) ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
	⑧ 下水直結式仮設トイレ男性用小便器 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	一部拠点のみ (神奈川区、西区、中区、磯子区の計68拠点) ※その他の拠点は来年度以降に配備予定
資機材	⑨ くみ取り式仮設トイレ (テント式) 《予定》 【所管：資源循環局喫煙対策・美化推進課】	

【2026(令和8)年度】備蓄品の更新等スケジュール（予定）

別紙4

品目	2026(令和8)年												2027(令和9)年																				
	5月 中旬	5月 下旬	6月 上旬	6月 中旬	6月 下旬	7月 上旬	7月 中旬	7月 下旬	8月 上旬	8月 中旬	8月 下旬	9月 上旬	9月 中旬	9月 下旬	10月 上旬	10月 中旬	10月 下旬	11月 上旬	11月 中旬	11月 下旬	12月 上旬	12月 中旬	12月 下旬	1月 上旬	1月 中旬	1月 下旬	2月 上旬	2月 中旬	2月 下旬	3月 上旬	3月 中旬	3月 下旬	
備蓄品の更新 (配送・回収)	【調査期間】												【実施期間】																				
	備蓄品の更新・有効活用 7月中旬まで												8月中旬から9月末まで																				
有効活用・残数報告													有効活用：「備蓄品の更新（配送・回収）完了時」から「各備蓄品の賞味期限」まで ⇒ 残数の報告期限：3月末まで																				
拡充備蓄品 の配送																																	
																															【実施期間】 1月頃から3月末まで		

賞味期限切れの備蓄品の回収希望がある場合は、下表に記入のうえ、
7月3日（金）までに、担当参与（区役所職員）を通じて栄区防災担当までご提出ください

様式集

**栄区様式9を
ご確認ください**

()		
例) 保存		2箱
		箱
		箱

備蓄品の①有効活用希望数及び②有効活用予定日をご記入のうえ、
7月3日（金）までに、担当参与（区役所職員）を通じて栄区防災担当までご提出ください

①有効活用（訓練等での配布）希望数

①保存パン	②おかゆ	③クラッカー	④ライスクッキー	⑤スープ	⑥飲料水（水缶）
箱	箱	箱	箱	箱	箱

- ※ 有効活用を希望しない場合は、「0」とご記入ください。
- ※ 未記入の場合は、0とご記入ください。
- ※ 有効活用希望数に記入する場合は、必ず記入してください。

②有効活用

様式集

**栄区様式10を
ご確認ください**

【回答者】		
氏名：		点

備蓄品配布チェックシート

【①保存パン／1箱20缶入り】

栄区様式11 ①

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	10	5	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	5	
例	11月1日	5	4箱 +バラ15缶	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5缶
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/						
4	/						
5	/						

様式集

栄区様式11 を
ご確認ください

※
担当参

※
さい

備蓄品配布チェックシート 【②おかゆ／1箱20袋入り】

栄区様式11 ②

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	5	3	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

様式集

栄区様式11 を
ご確認ください

※
担当者

※
さい

備蓄品配布チェックシート

【③クラッカー／1箱70袋入り】

栄区様式11 ③

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	3	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	1 +バラ65袋	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

様式集

栄区様式11 を
ご確認ください

担当

さい

備蓄品配布チェックシート
 【④ライスクッキー／1箱20個入り】

栄区様式11 ④

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	1	1	2027/1	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			2027/1	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/						
5	/						

様式集

栄区様式11 を
 ご確認ください

※
 担当参

※
 さい

備蓄品配布チェックシート

【⑤スープ／1箱45袋入り】

栄区様式11 ⑤

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	2	1	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	1	
例	11月1日	1	バラ40袋	2027/6	<input checked="" type="checkbox"/>	0	残数：未開封0箱+バラ5袋
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

様式集

栄区様式11 を
ご確認ください

※
担当者

※
さい

備蓄品配布チェックシート
 【⑥飲料水（水缶）／1箱24本入り】

栄区様式11 ⑥

拠点名：

学校地域防災拠点

No	日付	拠点在庫数 (箱)	訓練配布数 (箱)	賞味期限	賞味期限 確認	残数 (箱)	備考
例	10月1日	22	20	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	2	
例	11月1日	2	2	2027/12	<input checked="" type="checkbox"/>	0	
1	/			/	<input type="checkbox"/>		
2	/			/	<input type="checkbox"/>		
3	/			/	<input type="checkbox"/>		
4	/			/	<input type="checkbox"/>		
5	/			/	<input type="checkbox"/>		

様式集

栄区様式11 を
 ご確認ください

※
 担当者

※
 さい

各区総務課長

防災・危機管理統括本部地域防災課
避難等支援担当課長

**令和 8 年度地域防災拠点における備蓄品の更新・有効活用及び拡充配備に関する
周知・調査の取りまとめ及び備蓄品の誤配布防止に関する取組の徹底について（依頼）**

地域防災拠点（以下、「拠点」という。）における備蓄品について、例年どおり、8月から9月頃に更新及び有効活用、1月から3月頃に拡充備蓄品の配備を行います。

また、昨年度の地域防災拠点運営訓練において、賞味期限が切れた備蓄品を誤配布する事案が発生したため、再発防止に向けた取組を徹底します。

ついては、各拠点における備蓄品の回収希望数、備蓄品の有効活用希望数及び備蓄品の残数を把握するため、別添の依頼文及び回答様式のひな形を活用し、各拠点への依頼文等の周知及び調査結果の取りまとめをお願いします。

1 依頼内容

各拠点に周知した次の回答様式について、**別添「集計様式 (Excel)」に取りまとめのうえ、組織アドレス (bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp) 宛てにEメールでご提出をお願いします。**

- ・ **回答様式 1** 備蓄品の回収希望数調査
- ・ **回答様式 2** 備蓄品の有効活用希望数調査
- ・ **回答様式 3** 備蓄品配布チェックシート

※ 備蓄品（水缶・食料）を訓練参加者等に配布する際は、**必ず賞味期限内であることを確認し
たうえて配布すること**について、拠点運営委員への周知の徹底をお願いします。

2 集計様式の提出期限

- (1) 回答様式 1 及び 2

令和 8 年 7 月 17 日 (金)

- (2) 回答様式 3

令和 9 年 3 月 31 日 (水)

3 添付資料

- (1) 集計様式（総務課用）
(2) 依頼文ひな形
(3) 依頼文別紙及び回答様式一式

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課
担 当：志村、大森、帆高
電 話：045-671-2011
E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和8年5月28日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

**「地域防災拠点開設・運営マニュアル」の改正に向けた
アンケート調査へのご協力をお願い（依頼）**

日頃より横浜市防災行政の推進にご理解と多大なご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱2-施策1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため「地域防災拠点開設・運営マニュアル」（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行うことといたしました。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、拠点運営委員会向けにアンケート調査を実施させていただき、地域防災拠点運営委員会の皆様のご意見をはじめ、拠点運営の実情や課題を踏まえ改正作業を行ってまいります。

つきましては、お手数おかけしますが、次の内容についてご回答にご協力くださいますようお願いいたします。

1 拠点運営委員会向けアンケート調査へのご協力をお願い

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』改正に向けた拠点運営委員会向けアンケート調査への回答をお願いいたします。

【回答方法】：横浜市電子申請・届出システムにより回答

右記の二次元コードから回答をお願いします。

※システムでの回答が困難な場合は、下記連絡先までご連絡ください。

（紙でアンケート用紙をお渡しします。）

【回答期限】：令和8年8月18日（火）まで



2 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和8年5～6月頃	令和8年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和8年7～8月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和8年8～11月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和8年12～1月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和8年2～3月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和9年5～6月頃	令和9年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和9年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

3 添付資料

別紙改正内容（案）

担 当：栄区役所総務課
藤井、高橋、宮川、江渕
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

『「地域防災拠点」開設・運営マニュアル』の改正内容（案）について

整理番号	該当ページ	現マニュアルにおける改正対象となる編名称、小項目名称	改正内容	考え方
1	P7	3. 開設準備編 「トイレ対策」	トイレ対策については、スフィア基準※の考え方を踏まえ、女性用と男性用の設置割合を3：1とすることを明記 ※スフィア基準：災害時に被災者の尊厳や安全に配慮した支援を行うための国際的な最低生活基準	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示され、スフィア基準の考え方を踏まえて、不足事項を追記する必要がある。
2	P19	4. 開設編 「救出救助活動」	役割整理について、救出救助活動を整理し、拠点の主任務を救護支援へ移行	地域防災拠点は、当初は救助資機材を整備し救助活動も担ってきたが、安全管理上の課題があるとともに、アンケート結果から資機材の不要性も明らかになり、運営環境は大きく変化している。 このため、今後は避難所運営を中心とした体制へ見直し、応急手当、健康・衛生管理の巡回、要援護者への個別支援など、救護支援を重視した役割への移行が必要である。
3	P21	4. 開設編 「男女のニーズの違い・性的少数者への配慮」「要援護者への対応」	配慮すべき事項として、男女等ニーズの違い、妊産婦・乳幼児、子ども、高齢者、外国人、障がい者、食物アレルギー保有者の項目を整理	地震防災戦略「柱2施策3配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援」に定める取組事項や、国の指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、配慮事項の充実を図り、体系的に整理した上でマニュアルに位置づける必要がある。
4	P23	4. 開設編 「区割りの実施」	スペース区割りについて、スフィア基準の考え方を踏まえて、必要な生活スペース2㎡から3.5㎡へ修正	内閣府から「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が示されたことを踏まえ、スフィア基準の考え方にに基づき、適正な数値へ修正する必要がある。
5	P25	4. 開設編 「ペット対策」	ペット対策は運営上必要な内容に絞り簡素化	事前の備えについては、「災害時のペット対策ガイドライン」（医療局動物愛護センター）で補完しつつ、避難所運営上必要な項目を整理・精査することが求められる。
6	P36	5. 運営編 「防犯対策～パトロールの実施」	新規導入する防犯カメラに関する項目追加	地震防災戦略「柱2施策1避難所環境の向上」に定める取組事項を踏まえ、避難所生活における防犯対策の向上をマニュアルに位置づける必要がある。
7	P57	7. 訓練編 「実践型訓練」「図上訓練」	本市や他都市の訓練に関する奏功事例を紹介	地震防災戦略「柱1施策1防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）」に定める取組事項を踏まえ、多様な意見やニーズを反映し、地域の実情に応じた実効性のある訓練を確保する必要がある。
8	P72 P79	8. 様式集 「様式第8号」「様式第15号」	「救出が必要とされる者に関する情報票（様式第8号）」、「避難者カード（兼 安否確認票）（様式第15号）」の記載項目等の整理	避難所運営に重点を置いた体制への見直しに伴う所要の整理および拠点運営に必要な避難者情報を整理する必要がある。
9	P87	9. データ集 「地域防災拠点の備蓄品」	地域防災拠点の備蓄品（一拠点あたりの配備数量）の時点更新	地域防災拠点に一律で配備している備蓄品の一覧を時点更新する必要がある。
10	新規	10. 参考資料 「参考資料」	各種内容を補完する関連資料を一覧化し、リンクにより参照できるように整理	文内容の理解および運用を補完するため、関連資料を一覧化し、リンクにより参照性を高める必要がある。

各 区 総 務 課 長

防 災 ・ 危 機 管 理 統 括 本 部
 地 域 防 災 課
 避 難 等 支 援 担 当 課 長

「地域防災拠点開設・運営マニュアル」改正に向けた
 地域防災拠点への周知及びアンケート調査の実施について（依頼）

令和7年3月に改定された「横浜市地震防災戦略（戦略の柱2-施策1 避難所環境の向上）」に加え、近年、国において避難所運営や災害対応に関する各種指針や通知等が示されていることを踏まえ、地域の実情等に応じた地域防災拠点（以下、「拠点」という。）の機能強化に向けた体制等の見直しを行っていくこととしています。

この取組の一環として、より実効性のある避難所運営体制を確保するため『地域防災拠点開設・運営マニュアル』（以下、「拠点運営マニュアル」という。）の改正を行います。

拠点運営マニュアルの改正にあたっては、地域防災拠点運営委員会等のご意見をはじめ、拠点における実情や課題を踏まえた改正作業を行うため、拠点運営委員会向けのアンケート調査も併せて実施します。

各区におかれましては、別添の「拠点依頼文（ひな型）」等をご活用いただき、令和8年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会等において、本件について各拠点への周知をお願いいたします。

1 拠点運営マニュアル改正に係るスケジュール及び実施内容（予定）

(1)	令和8年5～6月頃	令和8年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会での周知
(2)	令和8年5～8月頃	拠点アンケート実施期間
(3)	令和8年8～11月頃	拠点アンケート結果等を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(4)	令和8年12～1月頃	(3)で作成したマニュアル（素案）についての拠点への意見照会
(5)	令和8年2～3月頃	(4)の意見照会結果を踏まえた拠点運営マニュアル改正作業
(6)	令和9年5～6月頃	令和9年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会総会にて、改正後の拠点運営マニュアルの周知
(7)	令和9年度中	改正後の拠点運営マニュアルの施行・運用開始

2 添付資料

拠点依頼文（ひな形）

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課
 電 話：045-671-2011
 E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
 担当：金子、帆高、小野

令和 8 年 5 月 28 日

栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

拠点訓練の実施について（依頼）

拠点運営委員長の皆様におかれましては、日頃から拠点訓練の実施にご尽力いただき誠にありがとうございます。令和 8 年度の各地域防災拠点での訓練実施について、下記の点に留意した訓練実施をお願いします。

1 訓練の実施時期について

9 月 1 日の防災の日及び 1 月 17 日の防災とボランティアの日を中心とした時期は全国的に防災への機運が高まります。しかし昨今の気象状況から、9 月初旬は猛暑が続く日が多く、訓練実施時期として適切とは考えにくい場合もあります。訓練実施時期については十分に検討し決定するようお願いします。また訓練を実施する場合は、訓練参加者の体調管理、訓練開始時間や実施時間に十分留意するようお願いします。

2 訓練実施上の留意事項

(1) 地域防災拠点開設支援キットを使用した訓練について

資料 4 で説明したとおり、令和 6 年度に栄区で作成した地域防災拠点開設支援キットを全ての拠点に配付しています。初めて委員になられた方や普段避難所運営に携わらない方でも、発災時に拠点開設を迅速に始動できるマニュアルや指示カード等のツールが一式セットになっていますので、必ずご確認ください。

(2) 災害用ハマッコトイレの設置訓練について

令和 5 年度に区内拠点への災害用ハマッコトイレの配備が完了しております。所管局（下水道河川局）が行う「災害用ハマッコトイレ防災訓練」（下水道河川局が各拠点に出向き訓練を実施します。）の実施をご希望の場合は担当参与にご連絡下さい。

なお、下水道河川局が出向いた訓練は、各拠点 1 回のみとなっておりますが、2 回目以降の訓練指導に対するご要望や多くの拠点で 1 枚目の訓練指導を終えていることを踏まえ、2 回目以降でも、市職員（もしくは、市からの委託事業者）による訓練指導を行うことができるため、積極的に申し込みください。

(3) 災害用地下給水タンク開設訓練について

災害用地下給水タンクは発災直後に地域の皆さまの助け合いにより開設し、飲料水を確保するための設備です。

給水活動に必要な装置組み立てや操作などの実技訓練を所管課（関係団体含む）が各拠点訓練に伺い行うことができます。訓練を希望する拠点は担当参与にご連絡下さい。（水道局指定

書式をお渡しします。)

＜区内の災害用地下給水タンク設置拠点＞

小山台中学校・飯島小学校・笠間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校

3 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練を実施される際は、訓練前報告書と実施結果報告書を作成し、区役所との情報共有を行って訓練を実施してください。訓練実施の1か月前を目途に訓練前報告書を提出し、また訓練実施後は2週間以内に実施結果報告書を提出するようお願いいたします。

(1) 訓練実施計画書について

ア 提出書類

地域防災拠点運営訓練 訓練前報告書 (別紙1) (栄区様式12)

イ 提出期限

実施の1か月前

(2) 訓練実施報告書について

ア 提出書類

避難所開設・運営訓練 実施結果報告書 (別紙2) (栄区様式13)

イ 提出期限

訓練実施後、2週間以内

ウ その他

変更があった場合や追加で報告書の提出をお願いする場合は、参与経由にて依頼します。

(3) 提出方法

拠点の担当参与へご提出をお願いします。

4 添付資料

(1) 別紙1：地域防災拠点運営訓練 訓練前報告書 (栄区様式12)

(2) 別紙2：避難所開設・運営訓練 実施結果報告書 (栄区様式13)

担 当：栄区役所総務課

藤井・高橋・宮川・江渕

電 話：045-894-8312

メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

(別紙1) 令和8年度 地域防災拠点運営訓練 訓練前報告書

※予定している訓練にチェックをつけて担当参与に提出してください(訓練日の1か月前を目途に)

地域防災拠点名:

運営委員長名:

連絡先(TEL):

訓練実施日時:

チェック欄	実施事項
<input type="checkbox"/>	拠点開設支援キットを使用した開設訓練
<input type="checkbox"/>	施設安全確認、避難者受付、区割り等訓練
<input type="checkbox"/>	拠点内外などでの情報受伝達訓練(デジタル簡易無線機など)
<input type="checkbox"/>	特設公衆電話設置訓練
<input type="checkbox"/>	備蓄
<input type="checkbox"/>	はま
<input type="checkbox"/>	はま ※必
<input type="checkbox"/>	災害 ※必
<input type="checkbox"/>	夜間
<input type="checkbox"/>	まか ※中
<input type="checkbox"/>	発電
<input type="checkbox"/>	男女ニーズや妊産婦等に配慮した受け入れ等訓練
<input type="checkbox"/>	要援護者の避難を想定した訓練などの実施
<input type="checkbox"/>	補充的避難所や自治会等との連携訓練
<input type="checkbox"/>	ペット同行等避難訓練 ※参与経由で生活衛生課に相談してください。
<input type="checkbox"/>	その他座学研修

様式集

栄区様式12を
ご確認ください

裏面あり

避難所開設・運営訓練 実施結果報告書

栄区様式13

区

防災拠点名		実施日	
責任職氏名			
訓練参加者数 (単位:人)			
運営委員	区役所	拠点動員者	学校教職員 (連絡調整者)
消防団	児童・生徒	区民	その他
			参加者総数 0 ←自動計算
訓練実施項目			
【開設訓練】	【情報拠点訓練】	【物資拠点訓練】	
施設の安全確認手順確認	デジタル移動無線機の使用	備蓄庫・備蓄品の確認	
避難者受入・受付手順確認	情報取扱訓練 (収集・発信手順確認)	物資配布手順確認	
体育館・教室 区割り手順確認	特設公衆電話設置訓練	物資受け入れ手順確認	
開設支援キットによる訓練 (栄区独自)	アマチュア無線	物資ニーズの把握手順確認	
【避難所運営訓練】		【図上訓練】	
組立式仮設トイレ設置訓練	男女ニーズの違いに配慮した訓練	横浜型 D I G 訓練	
ハマッコトイレ設置訓練	企画から女性が参画した訓練	D I G 訓練 (横浜型 D I G 訓練以外)	
緊急給水栓・耐震			
災害用地下給水			
受水槽の取扱い			
炊き出し訓練			
夜間対応 (照明)			
避難生活体験宿			
負傷者対応訓練			
津波避難対策訓			
蓄電池取扱確認			

様式集

栄区様式13を
ご確認ください

【避難生活スペースの区割り】
具体的な区割り訓練の内容 (テントの設置、教室の活用、ペット一時飼育場所などの具体的にどのような訓練をしたかを明記)
【訓練実施にあたって工夫したポイント】
【拠点動員職員への訓練内容】

【避難所訓練の実施状況 ※写真を添付してください。(PDF可)】

避難所開設・運営訓練 実施結果報告書

栄区様式13

記入例

鶴見

区

防災拠点名	〇〇小学校		実施日	10月5日							
責任職氏名	横浜 一郎										
訓練参加者数 (単位：人)						合計欄は自動計算です					
運営委員	30	区役所	2	拠点動員者	2	学校教職員 (連絡調整者)	2	学校教職員 (連絡調整者除く)		消防	
消防団		児童・生徒		区民		その他		参加者総数		36	←自動計算
訓練実施項目											
【開設訓練】			【情報拠点訓練】			【物資拠点訓練】					
施設の安全確認手順確認	<input checked="" type="checkbox"/>		デジタル移動無線機の使用			備蓄庫・備蓄品の確認					
避難者受入・受付手順確認			情報取扱訓練 (収集・発信手順確認)			物資配布手順確認					
体育館・教室 区割り手順確認			実施した訓練項目に「〇」			物資受け入れ手順確認					
開設支援キットによる訓練 (栄区独自)						物資ニーズの把握手順確認					
【避難所運営訓練】						【図上訓練】					
組立式仮設トイレ設置訓練			男女ニーズの違いに配慮した訓練			横浜型DIG訓練					
ハマーキット (設置) 訓練			企画から女性が参画した訓練			DIG訓練 (横浜型DIG訓練以外)					
緊急災害受入			外国人の受け入れに配慮した訓練			HUG訓練					
			外国人の参加			クロスロード					
炊き出し訓練			障害当事者の参加			実際に訓練に参加 (同行) したことが確認できた場合「〇」			など)]		
夜間対応 (照明) 訓練			妊産婦・乳幼児の受け入れに配慮した訓練						る研修		
避難生活体験宿泊訓練			妊産婦・乳幼児の参加			外国人の対応に関する研修					
負傷者対応訓練			福祉避難所との連携訓練			要援護者の対応に関する研修					
津波避難対策訓練			補充的避難所との連携訓練			妊産婦・乳幼児の対応に関する研修					
蓄電池取扱確認訓練			町の防災組織 (自治会等) との連携訓練			ペットに関する研修					
			ペット受け入れ想定訓練			その他 ()					
			ペットの同行								

※「男女のニーズの違いに配慮した拠点開設運営スターターキット」の活用有無は問いません。

【避難生活スペースの区割り】	
具体的な区割り訓練の内容 (テントの設置、教室の活用、ペット一時飼育場所などの具体的にどのような訓練をしたかを明記)	
どこに、何ために、どのような区割りを実施したのかなどを記載してください。	
【訓練実施にあたって工夫したポイント】	
拠点独自で工夫して実施した訓練内容、ポイントを記載してください。	
【拠点動員職員への教育内容】	

【避難所訓練の実施状況 ※写真を添付してください。(PDF可)】



拠点開設表示



情報発信



受付 (晴天時)



区割り訓練 (夜間訓練)

令和8年5月28日

各地域防災拠点運営委員の皆様

栄区総務課
栄区生活衛生課

地域防災拠点における一時飼育場所へのペット同行避難への対応等について（依頼）

日頃から横浜市の防災事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

また、昨年度までに多くの地域防災拠点において、ペットの一時飼育場所を設定していただき、ありがとうございます。

今年度も、災害時にペットを同行した被災者の避難があった際に地域防災拠点が混乱をきたさないよう、スターターキットや資機材の保管、ペット同行避難訓練の実施など、次の点につきまして実施やご検討をいただきますようお願いいたします。

1 ペット同行避難時スターターキットの配備【未配備の6拠点へ配備】

令和6年度から3年間で全20拠点へ順次スターターキットを配備しています。令和8年度は未配備の6拠点（飯島中、桂台中、桜井小、上郷小、庄戸小、きりん学園）へ配備します。

配備の時期等が決まりましたら、ご連絡させていただきます。



大きさ

幅 36cm × 奥行 53cm × 高さ 37cm

箱をあけて手順書に沿って行動するとペット同行避難者の受付体制ができるようになっています。

箱にはペット同行避難者の受付や一時飼育場所を開設・運営する際に使う物品（手順書、各種様式、ロープ、養生テープ、ブルーシート、結束バンド、文具、ぞうきん、ポリ袋など）が入っています。

2 一時飼育場所設営に必要となるテント等資機材の配付

【令和7年度から開始/希望する拠点/横浜市動物愛護センターに申込】

一時飼育場所の設定を促進するため、必要な資機材を希望に応じて配付します。

詳細は、「地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について」（別紙1）でご確認ください。

3 その他 各地域防災拠点でご検討いただきたいこと

次の各内容について、引き続きご検討をいただきますよう、お願いします。

●飼育ルールの設定

同行してきたペットの世話、管理は飼い主が行うこととなります。拠点でのルールについて、「ペットの一時飼育場所開設運営マニュアル（案）」を参考に拠点ごとに作成し、周知することが有効です。

●ペット同行避難訓練の実施・拠点訓練での啓発

実際の拠点訓練時にペット同行避難（一時飼育場所への避難）訓練を組み入れることも有効です。ペットを同行して避難する人がいることを地域の方にもご理解いただくとともに、飼い主には拠点でのルールや事前の準備を啓発する場にもなります。

また、拠点訓練等で参加者へ災害時のペット対策を周知啓発するための、展示用タペストリーやパネルの貸し出しも行っています。

その他、図上訓練であるHUG訓練の実施もご検討ください。

●飼い主同士の協力体制の構築（飼い主の会結成など）

拠点訓練などの機会を捉えて、飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を組織し、会の代表者を決めるなどにより、飼い主同士の協力体制を作ることが大切です。

●震災時ペット対策ガイドラインの改訂について（ご案内）

令和7年3月の地震防災戦略の刷新にあわせて「災害時のペット対策ガイドライン」を震災向けに改訂し、「震災編」として新たにまとめました。必要な情報をすぐ使えるよう冊子を24ページから16ページへとコンパクトにし、スマートフォンでも見やすいモバイル版も公開しています。拠点運営委員会での検討や拠点訓練にも役立つ内容ですので、日頃の備えにぜひご活用ください。詳しくは動物愛護センターホームページをご覧ください。

●同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）

能登半島地震の事例を受け、「横浜市地震防災戦略」において、避難場所において飼い主とペットが共に過ごすことができる「同室避難場所」を、動物愛護センターをはじめ、順次設定していくことになりました。拠点においても、飼い主とペットの避難場所として、同室避難場所の設定を希望する場合は、モデル事業として横浜市が支援させていただきます。

ご検討いただける場合は動物愛護センターホームページの「[同室避難場所設定希望拠点への支援（モデル事業）について（令和8年度）](#)」をご覧ください、ご相談ください。

モデル事業の相談先：横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川区菅田町75-4

TEL：045-471-2111、FAX：045-471-2133、メール：ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

4 関係資料掲載場所

本文書のアンダーラインのある資料は、市ホームページに掲載していますので、以下のURL又は右の二次元コードからアクセスしてご参照ください。

また、拠点の一時飼育場所が変更した際のご報告や、昨年度に市内各拠点から回答にご協力いただいたアンケートの集計結果も掲載しています。



URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/pet-dobutsu/aigo/saigai-taisaku/kyoten_pet.html

次の栄区のペット防災の取り組みホームページもご参考にしてください。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/sumai_kurashi/pet_dobutsu/pet-bousai-kitto.html



担当 栄区生活衛生課 TEL:894-6967 FAX:895-1759
栄区総務課 TEL:894-8311 FAX:895-2260

地域防災拠点における一時飼育場所設営に必要となる資機材の配付について (令和8年度)

本市では、災害時の地域防災拠点（以下「拠点」といいます。）へのペットの避難について、「横浜市地震防災戦略」、「横浜市防災計画」及び「横浜市学校防災計画」に基づき、拠点内にペットの一時飼育場所の設定を進めています。

そこで、さらに一時飼育場所の設定を進めていただくための支援策として、令和7年度から、一時飼育場所を設定する拠点等に、各拠点の希望に応じて必要な資機材を配付しています。

つきましては、令和8年度に資機材の配付を希望される場合は、以下をご確認のうえお申込みください。

1 対象拠点（下記の条件に合致すれば全拠点が対象となります。）

令和7年度に一時飼育場所設営用資機材の配付を受けていない拠点で、

- (1) 新たに一時飼育場所を設定する拠点（設定に向けた検討が進んでいる拠点）
- (2) 一時飼育場所は設定済だが、飼育環境をより改善するためなどにより資機材が必要となる拠点

2 配付条件等

- (1) 拠点におけるペットの一時飼育場所の設営に必要となる資機材であること
- (2) 配付された資機材の保管場所をあらかじめ準備することができること
(動物愛護センターや区で保管することはできません。)
- (3) 配付された資機材を適正に保管することができること
(盗難・汚損の場合、すぐに再配付することはできませんのでご承知おきください。)
- (4) 他の用途への転用は行わないこと（災害時において、緊急やむを得ない場合を除く。）
なお、一部の資機材は、平常時に地域・学校のイベント等で活用することは差し支えありません。
(詳細は「6」を参照してください。)

3 対象資機材

原則として、資料1「指定資機材一覧」に掲載された物品等を配付対象とします。

なお、拠点の状況により指定資機材以外のもの（以下「個別調達資機材」という。）が必要な場合は、必ず事前に動物愛護センターにご相談ください。

ただし、消費する物品（ペットシート、消臭剤、養生テープなど）は配付対象外です。

4 配付方法（申込制・先着順）

各拠点からの配付希望を動物愛護センターで集約し、一括で調達したうえで各拠点に配付します。

(1) 申込時期

一時飼育場所設営に係る資機材配付申込書（提出様式）（以下「申込書」という。）により、以下の期限までにお申し込みください。

なお、予算（500万円）を超過した場合はその時点で受付を終了します。

ア 受付期間（先着順）

令和8年8月3日から令和8年9月4日まで（郵送の場合、期間終了日の消印まで有効）

(2) 申込方法

先着順の判断は、郵送は消印日、メール及びFAXは受信日で判断します。（時間は考慮しません）

ア 郵送（郵送料は各自負担）

以下の宛先に「一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）」（以下「申込書」という。）を郵送してください

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4 横浜市動物愛護センター 災害時ペット対策担当 行

イ メール

以下の宛先に申込書を添付してメールを送信してください。

ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

ウ FAX（通信料は各自負担）

以下の宛先に申込書を送信してください。

FAX番号：045-471-2133 横浜市動物愛護センター災害時ペット対策担当 行

(3) 納品時期

令和8年12月以降（予定）

物品の調達状況により、納品時期が遅れる場合があります。

(4) 納品方法

各拠点への配送は業者に委託する予定です。

配送業者から、申込書に記載された拠点の資機材受取ご担当者あてに納品日を事前に連絡します。

受取時には立会いが必要となります。なお、配送日時はご希望に添えない場合があります。

納品日が通知された後、拠点担当者から学校等に必ず納品日等を連絡してください。

5 申込上限額

1拠点あたり10万円（上限額）

なお、上限額の計算にあたっては、指定資機材の金額は実際の調達額ではなく、別紙1「一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）」に掲載した額（＝実売価格や送料等を考慮し、動物愛護センターが決定した額）とします。

また、個別調達資機材については、当該資機材の定価に送料を含めた金額、又は参考見積額など実際の調達に必要な額が一定程度判断できるもので計算します。

6 平常時利用

今回配付する資機材は、平常時に地域や学校のイベントで使用することができます。

使用目的・方法等については、各拠点で管理・調整してください。

なお、平常時の利用が原因で、破損・汚損した場合、すぐに代替品を配付することはできませんので、使用の際にはご留意ください。

7 事例紹介へのご協力

今回の資機材配付をご利用いただいた拠点の中で、他の拠点の参考になるような好事例があった場合は、取材のうえ動物愛護センターのホームページや拠点一時飼育場所の設定事例集などに掲載させていただくことを検討していますので、その際にご協力をお願いします。

8 留意事項等

(1) 申込受付について

申込は各拠点1回までとしますので、よくご検討のうえお申し込みください。

(2) 受領後の返送について

製品不良等を除き、原則として承ることはできません。よくご検討のうえお申し込みください。

(3) 小中学校等への説明について

拠点となる小中学校等に対しては、本取組を開始した令和7年4月から5月にかけて、校長会の役員会などで事業の詳細を説明しています。

資機材の保管場所など、拠点となる小中学校等と調整したうえでお申し込みください。

また、資機材納品日決定の連絡があった後、小中学校等に必ず連絡してください。

(4) 次年度（令和9年度）以降の事業について

継続して実施することを検討していますが、実施状況によって事業規模を拡大又は縮小する場合があります。次年度に配付希望がある場合など、ご要望は別途お知らせください。

(5) その他

ご不明な点等がある場合は、下記担当までお問い合わせください。

9 添付書類

- (1) 一時飼育場所設営に係る指定資機材配付申込書（令和8年度）（提出様式）
- (2) 一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧（兼 計算表）（資料1）
- (3) 一時飼育場所設定用資機材（イメージ）（資料2）

10 本件に関するお問合せ先

横浜市医療局 動物愛護センター 災害時ペット対策担当

〒221-0864 神奈川県菅田町75-4

TEL 045-471-2111 FAX 045-471-2133

Mail ir-saigaipet@city.yokohama.lg.jp

※ 一時飼育場所の設定に関しては、上記問合せ先のほか、各区生活衛生課でもお問合せを承ることができます。

一時飼育場所設定に係る指定資機材一覧(兼計算表)

・参考品を掲載、他メーカー同等品になる場合があります。(附属品も変更になる場合があります)

【別紙2-資料1】(医療局動物愛護センター)

名称	数量	基準額	算出額	参考商品(同等品の場合あり)	仕様(概要)(同等品の場合は誤差あり)	備考
【一時飼育場所用雨除け等】						
1 ワンタッチタープテント①(大型:3m×3m)		45,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版(スチール)サイドシート2枚付 (色は選べません)	組立時:(約)3.0m×3.0m×1.76m/2.48m/2.56m 収納時:(約)114cm×22cm×22cm 本体:16kg 附属品:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート2枚 広げた時のサイズ:(約)3.0m×3.0m 収納時:(約)直径12cm×77cm	・サイドシートは計4枚(全面:OP込) ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可 [1]専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
2 ワンタッチタープテント①(3m)専用 グランドシート		5,000	0			
3 ワンタッチタープテント②(中型:2.5m×2.5m)		40,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版(スチール)サイドシート2枚付 (色は選べません)	組立時:(約)2.5m×2.5m×1.65m/2.37m/2.45m 収納時:(約)114cm×22cm×22cm 本体:14.5kg 附属品:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート2枚 広げた時のサイズ:(約)2.5m×2.5m 収納時:(約)直径12cm×77cm	・サイドシートは計4枚(全面:OP込) ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可 [3]専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
4 ワンタッチタープテント②(2.5m) 専用グランドシート		5,000	0			
5 ワンタッチタープテント③(小型:2m×2m)		35,000	0	FIELDOR センターロック式サイドフレーム強化版(スチール)サイドシート2枚付 (色は選べません)	組立時:(約)2.0m×2.0m×1.57m/2.29m/2.37m 収納時:(約)114cm×22cm×22cm 本体:13.5kg 附属品:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート2枚 広げた時のサイズ:(約)2.0m×2.0m 収納時:(約)直径12cm×77cm	・サイドシートは計4枚(全面:OP込) ・風速5m以下、小雨程度までの使用を推奨 ・高さ3段階調節可 [5]専用の一体型レジャシート ※単体購入不可
6 ワンタッチタープテント③(2m) 専用グランドシート		5,000	0			
7 ワンタッチタープテント④(特大:3m×6m)		80,000	0	FRT-600(WH)山善 撥水 UV加工 サイドシート4枚付き (色は選べません)	組立時:(約)3.0m×6.0m×2.9m/3.0m/3.1m 収納時:(約)126cm×35cm×27cm 本体:35kg 附属品:収納ケース(1)、おもり6個付属 ・容量:42L・(約)W30×D42.5×H68.6cm ・本体のみ(約)W28.8×D425×H52.5cm ・容量:約14L ・本体:W30×D21×H47cm	・高さ3段階調節可、全面サイドシートあり ・強雨時の長時間使用は非推奨 ・内蓋付・消臭剤カバー付・袋止め付 ポリ袋:45L(袋は各自で準備) ワンタッチブッシュ式、(袋サイズ)ポリ袋:20L、LLサイズ(45号)(袋は各自で準備)
8 【一時飼育場所用ごみ箱】 消臭機能付ごみ箱①		8,000	0	テラモト DS-240-445-0 おむつペール 45ℓ		
9 消臭機能付ごみ箱②		6,000	0	T-WORLD 防臭ペット用ワンタッチブッシュ式ペール		
10 【雨除け、仕切り、敷物等】 ブルーシート①		8,000	0		3.6m×5.4m(2間×3間 約12畳)	・重さ:約150g/㎡ (2間×3間で約3.3kg、2間×2間で約2.2kg、2間×1.5間で約1.7kg、1.5間×1間で約0.9kg)
11 ブルーシート②		6,000	0	ブルーシート(#3000) (メーカー指定なし)	3.6m×3.6m(2間×2間 約8畳)	
12 ブルーシート③		4,000	0		3.6m×2.7m(2間×1.5間 約6畳)	
13 ブルーシート④		3,000	0		2.7m×1.8m(1.5間×1間 約3畳)	シート等が飛ばないようにする重し
14 マルチウエイト(注水式)		1,000	0	-	注水式(6ℓ)(製品未定)	
15 【一時飼育場所用雨除け】 雨除けビニールシート①		3,000	0	-	約3m×3m	契約業者取扱品になります。 (R7納品実績:ユタカメイクシート P E透明糸入りシート(UV剤入) 2.7m×2.7m)
16 雨除けビニールシート②		3,000	0	-	約2m×2m	
17 【人と動物の動線区分等】 トラロープ		3,000	0	標識トラロープ	#9(太さ8mm)×50m	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ※スターターキット保管分では不足する場合等
18 丸形ロープ止め①		12,000	0	丸形ロープ止め ユニクロメッキ	12(穴の大きさ)×450mm(長さ)×20本	・人とペットの動線を区分したい時等に使用 ・地面に打ち込み、ロープなどで引っ張り張り固定するための金具 (区画を作る場合等に使用)
19 丸形ロープ止め②		15,000	0		12(穴の大きさ)×600mm(長さ)×20本	
20 ロープテンションナー		2,000	0	-	8個入り(55ミリ×20ミリ(8ミリ穴)重量 約4g)	ロープ(張り網)の長さを調節し、タープ等にテンションをかける れる緩みにくい三つ穴構造の自在金具
21 【一時飼育場所用照明】 ランタン		7,000	0	DURACELL3way電源ランタン (太陽光・USB充電・電池)	(約)直径14×高さ26cm	・リチウムイオン電池内蔵、単1アルカリ乾電池×4本 ・明るさ3段階、防水機能:IPX4
22 【拠点予備配置用】 折りたたみソフトケージ(L)		8,000	0	アイリスオーヤマ POSC-800A	(約)W80×D51×H66cm 折りたたみ時(約)W53×D6×H57cm	※平常時利用不可(訓練時は可) ペット用のケージは原則、飼い主持参です。 (避難所に予備を置きたい希望がある場合に申請)
23 折りたたみソフトケージ(M)		6,000	0	アイリスオーヤマ POSC-650A	(約)W67×D45×H56cm 折りたたみ時(約)W48×D6×H48cm	
24 折りたたみソフトケージ(S)		5,000	0	アイリスオーヤマ POSC-500A	(約)W53×D32×H42cm 折りたたみ時(約)W34×D6×H38cm	
25 【一時飼育場所資機材保管用】 物置(ベンチストッカー)		30,000	0	MS2-1500 山善 ガーデンマスター (色は選べません)	外寸(約)W155×D49×H52cm 重量27kg	・設置にあたっては、関係者と十分調整してください。 ・各自分で組立が必要です。
	0		0			

※基準額には配送料、仕分料など必要経費を考慮して設定しています。

一時飼育場所設定用資機材 ※写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

1.3.5 ワンタッチタープテント①②③

センターロック式サイドフレーム強化版(スチール) サイドシート2枚付

+ オプション:ウエイト(5kg)×4枚、サイドシート1枚 (2.4.6専用グランドシート:別途希望可)

1: (3m×3m)



3: (2.5m×2.5m)



・一時飼育場所雨除け用

5: (2m×2m)



※ 高さは3段階で調整可能

(折りたたみ時:各サイズ共通)



(サイドシート展開時)
※ 4枚付で購入



2.4.6
専用グランドシート
※ 折りたたみ時



(参考商品URL)

<https://fieldor.com/tarp/tarptentsteelstrong/>

7 ワンタッチタープテント④ (3m×6m)

・一時飼育場所雨除け用



サイドシート4枚付

8.9 消臭機能付ごみ箱 (ペール缶)

7 テラモト おむつペール 45L



・容量:約42L

・一時飼育場所用ごみ箱

8 T-WORLD ゴミ箱 防臭ペット用ペール 14L



・容量:約14L

・一時飼育場所用ごみ箱



・UV遮蔽率99.2%(UPF50+) ・耐水圧:2000mm
・大雨時及び強雨時の長時間使用は非推奨

一時飼育場所設定用資機材 ※ 写真はイメージです (必ずしも同一の製品とは限りません)

10~13 ブルーシート



・雨除け、仕切り、テントサイドシート等

・サイズは4種類
・重さ(約)150g/㎡

14 マルチウェイト(注水式)

・シート等の重し
・6リットル



17 トラロープ



・人との動線区分用等
・サイズは1種類
・太さ:約7.5mm
・長さ:50m

15.16 雨除けビニールシート①②



・一時飼育場所雨除け用等
・半透明、メッシュ構造
・紫外線遮断
・自然光取り入れ

20 ロープテンショナー



・人との動線区分用等
・サイズは1種類
・ロープの太さ(推奨):6-9mm

18.19 丸形ロープ止め①②



・人との動線区分用等
・長さは2サイズ(45cmと60cm)
・ユニクロメッキ
・20本セット

21 ランタン

・一時飼育場所用照明

USB-A⇒C ケーブル1本付属

ソーラーパネルを搭載
内蔵バッテリーの充電に対応

バッテリー内蔵 4400mAh

最大2000lm
明るさ3段階
(最大200時間)

スマホなどUSB機器の充電に対応

単一電池4本に対応

USBアダプタ、モバイルバッテリーから内蔵バッテリーに充電可能

22~24 ペット用ソフトケージ

・一時飼育場所配備用(予備)



25 物置(ベンチストッカー)

・ペット用資機材保管専用



・設置にあたっては、拠点関係者とよく調整してください。
・平常時は、ベンチとして活用することができます。
・組立は30分~1時間程度(1人~2人で可)

栄区地域防災拠点
運営委員長 各位

災害時医療アンケート結果のご報告と今後の取組について

日頃より、地域防災へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。この度、地域における災害時医療に関する現状を把握し、今後の災害時医療体制整備事業に活かすため、「災害時医療に関するアンケート」を実施しました。本アンケートへのご回答・ご協力をいただきありがとうございました。集計結果と、今後の取組についてご説明いたします。

1 アンケートの概要

- ・対象：地域防災拠点 20 か所（回答率 100%）
- ・実施時期：令和8年 1月27日～2月 27日
- ・内容：災害時の負傷者対応、応急手当、医療情報に関すること（全 12 問）

2 主なアンケート結果

(1) 応急手当訓練について

- ・負傷者を想定した訓練を「実施していない」拠点が一定数見られました。
- ・理由として「他の訓練を優先している」「やり方が分からない」などの声がありました。
- ・一方で、訓練や勉強会を希望する声が寄せられました。

(2) 応急手当セットについて

- ・多くの拠点で存在は知られていますが、「開けたことがない」「使い方が分からない」「期限管理が不安」といった声がありました。

(3) 情報提供について

- ・災害時の医療体制、開院している医療機関・薬局の情報や応急手当の方法を分かりやすく知りたいという要望が多くありました。

3 今後の取組

(1) 災害時医療リーフレットの作成（9月頃）

【内容】

- ・止血や固定などの基本的な応急手当
 - ・災害時における負傷者の受診について
 - ・医療機関の探し方
 - ・平常時からの医療の備え
- 上記について区民に広く周知します。

(2) 災害時医療カードの作成（9月頃）

- ・リーフレット内容を簡潔にまとめたカードを作成します。
- ・応急手当セットに取り付け、発災時すぐに確認できるものを作成します。

4 お願い

- ・災害時医療カードが納品されましたら、応急手当セットに付帯及び訓練・会議等でのご活用をお願いします。

裏面あり

5 参考情報

(1) 応急手当セットについて

【参考】応急手当用品セット一覧

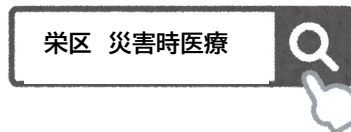
No.	品物	商品名	容量・その他	数量	単位
1	プラスチックケース	トランクボックス	外寸 450mm×270mm×230mm	1	個
2	ガーゼ	FC ステラーゼ	L サイズ 7.5cm×10cm 8 枚入り	5	箱
3	伸縮包帯	ノンスコレッチ	5cm×9m 10 巻	2	箱
4	はさみ	130k ステンレス鋏	130mm	3	個
5	絆創膏	オーキューバンエコ OQEM	M サイズ 100 枚入り	2	箱
6	絆創膏	バンドエイド快適プラス ジャンボ	L サイズ 7 枚入り	3	箱
7	清浄綿	クリーンコットンペーパー	1 枚入 40 包	1	箱
8	消毒薬	マキロンS 消毒薬	78ml	10	個
9	サージカルテープ	ユートクサーブ	12mm×9m	6	個
10	ポリエチレン手袋	きれいな手	M サイズ 20 枚入り	1	箱
11	冷湿布	サロンシップ インドメタシン EX	24 枚入り	1	箱

- 横浜市医療局から、地域防災拠点指定学校宛に配備しています。
- 医療関係物品は、医療局により毎年更新しており、使用期限切れが生じないよう対応しています。
- 物品の管理については、拠点運営委員と学校との間で共有し、適切に管理していただくこととしています。



(2) 栄区災害時医療体制

栄区の災害時医療体制の現状の取組については、栄区 Web ページ「災害時の医療について」をご覧ください。



【担当】

福祉保健課 災害時医療担当 奥村・伊皆・畑尻・永田

電話 894-6962 FAX 895-1759

メール:sa-iryouchousei@city.yokohama.lg.jp

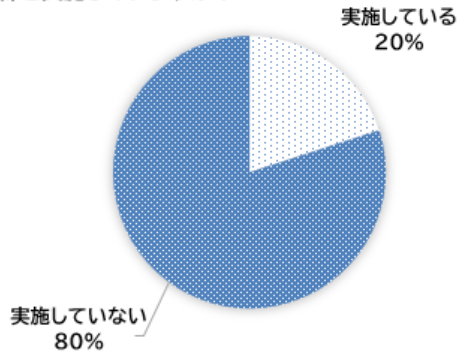
令和7年度 地域防災拠点向け災害時医療アンケート集計結果

実施期間:令和8年1月~2月

対象:栄区内地域防災拠点 20 か所

回答率:100%

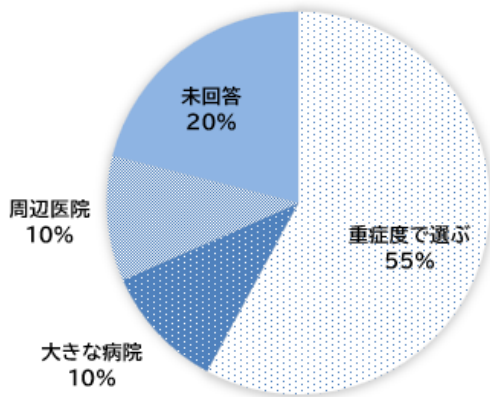
【問1】負傷者が避難してきたことを想定した訓練を実施していますか？



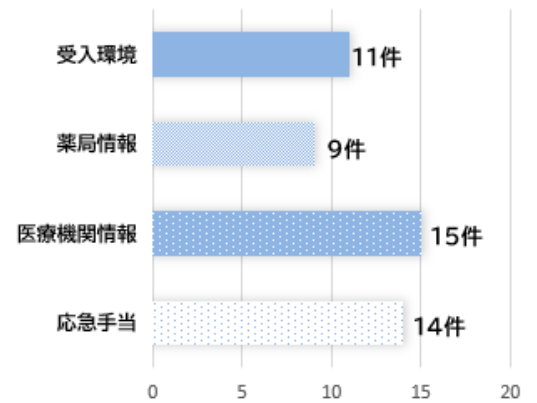
【問2】実施していない理由(複数選択)

他の訓練を優先している	13
企画・実施方法がわからない	5
地域防災拠点での負傷者対応の訓練について、意識していなかった	7
その他	3

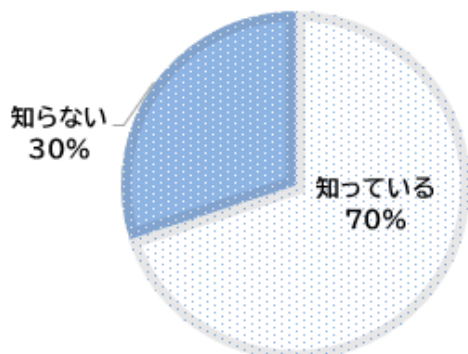
【問3】災害時、地域防災拠点に負傷者が避難してきた際、どんな受診行動をとりますか？



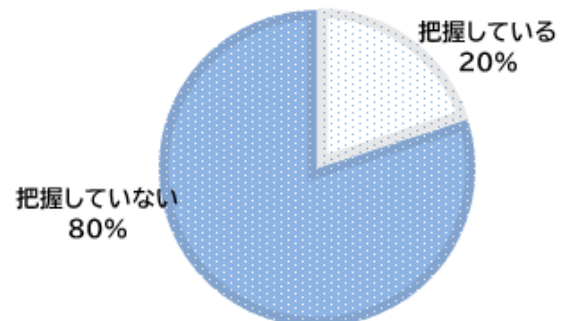
【問4】地域防災拠点での負傷者対応で知りたいことはありますか？(複数選択可)



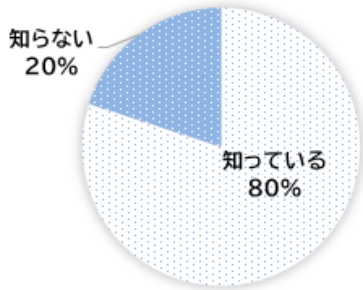
問5 のぼり旗の認知度



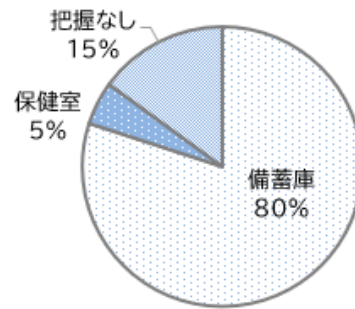
【問6】発災時、協力してくれる地域在住の医療従事者を把握していますか？



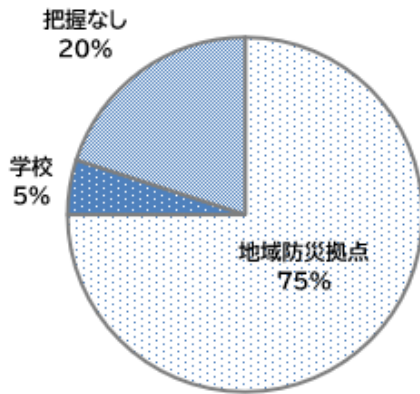
【問7】横浜市役所(医療局)から各地域防災拠点に
 配備されている「応急手当セット」の存在を知っていますか？



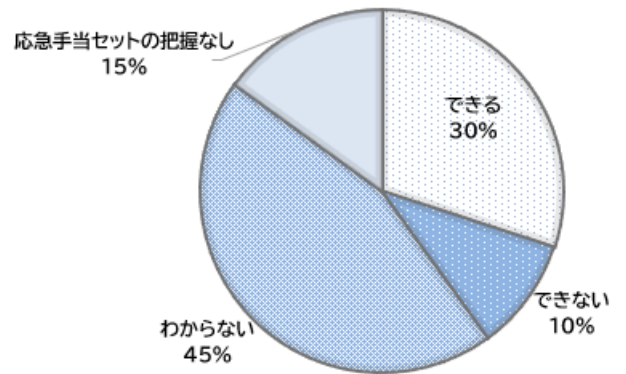
【問8】「応急手当セット」は、どこに保管していますか？



【問9】「応急手当セット」は、誰が管理していますか？



【問10】「応急手当セット」を使って、
 実際に負傷者の応急手当ができそうですか？



栄区地域防災拠点
運営委員長 各位

災害時要援護者対応アクションカード作成について

平素より、地域防災拠点の運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

災害時には、高齢者や障害のある方など、支援を必要とする方が地域防災拠点に避難されることが想定されます。様々な状況の方々を円滑に受け入れるためには、初動時の対応をあらかじめ整理しておくことが重要と考えております。

そこで今年度、要援護者の方が拠点に避難された際の受け入れ初動の手順等をまとめた「アクションカード」を作成する予定です。実効性のある内容とするため、拠点運営に携わる皆様のお声を伺いながら作成したいと考えております。ご多忙のところ恐れ入りますが、ご理解・ご承知おきいただけましたら幸いです。

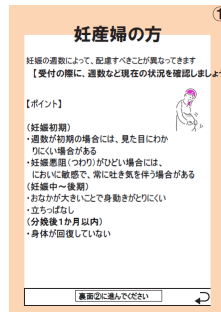
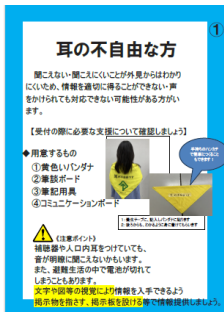
1 内容

要援護者の受け入れの際、円滑な初動対応ができるよう手順書、案内表示等を種別ごとに作成

【作成予定種別】

- ・受付編
- ・高齢者編
- ・障害者（聴覚障害者）
- ・妊産婦、女性編
- ・外国籍の方編

【イメージ】



2 今後のスケジュール予定

- 5～8月 素案作成
- 9～11月 モデル試行・検証 (個別にご相談させていただきます)
- 12月 全拠点へ配布

【担当】

福祉保健課 災害時要援護者支援担当 三石・内田

電話 894-6962 FAX 895-1759 メール: sa-youengo@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点運営委員会の皆さま

資源循環局 栄事務所長

発災時における地域防災拠点のごみ集積場所の 設置場所に関する調査について（依頼）

新緑の候 地域防災拠点運営委員会の皆さまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、廃棄物行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震などの発災時に地域防災拠点（以下、「拠点」という。）が開設されると、避難生活に伴って「避難所ごみ」が発生し、その収集は資源循環局事務所（以下、「事務所」という。）が担います。

拠点開設時においても円滑に収集業務を行い、拠点の衛生環境等の保持につなげるためには、平時のうちから拠点のごみ集積場所の位置を把握するなど、必要な準備を進めておくことが重要と考えています。

つきましては、次のとおり調査へのご協力をお願いいたします。

1 ごみ集積場所の設置場所に関する調査

拠点におけるごみ集積場所の設置場所に関する調査票をお配りします。調査票の図面に設置場所等の必要事項を記載のうえ資源循環局栄事務所に FAX または総務課防災危機管理担当を通じて資源循環局事務所までご返送ください。なお、集積場所の位置が分かる資料がすでにある場合は、その資料についても添付いただくと幸いです。

※ごみ集積場所とは、ごみをまとめて出していただく場所（1か所）になります

【返送先】資源循環局 栄事務所（FAX：893-7641）または総務課防災危機管理担当

【返送期限】令和 8 年 7 月 31 日（金）

<設置場所を決める際のポイント>

- ・ 分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・ 収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか
- ・ 収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長：約 5.4 m、全幅：約 1.9 m、全高：約 2.4 m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

裏面あり

2 ごみ集積場所の設置場所の調整

調査の結果、お示しいただいた場所での収集が難しい場合など、事務所から拠点の運営委員の皆さまに確認させていただきたい事項が生じた際には、改めてご連絡させていただく場合がございます。その際には、お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

3 参考資料

- (1) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（抜粋）
- (2) 調査票

【担当】

資源循環局 栄事務所 青田・猶野
TEL : 891-9200
FAX : 893-7641

「地域防災拠点」開設・運営マニュアル



【金沢区区割り訓練】

運営委員だけが頑張り過ぎないように！

拠点の生活は避難者全員が協力することが大切です。

令和5年9月
総務局危機管理室

「ごみ対策」

- ◇ ごみ収集車両が搬出に便利な場所1か所をごみ集積場所として指定します。
- ◇ 「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平時と同様の分別とします。分別方法を確認できるよう、冊子『ごみと資源物の分け方・出し方』を用意しておきましょう。
- ◇ 備蓄物資や救援物資などの段ボールなどを活用します。
- ◇ ごみ集積場所の清掃は当番制とし、避難者の中で班を編成し、交替で行います。
- ◇ 拠点のごみの収集は、震災の発生から約72時間以内に開始します。そのため、収集車両の出入り・収集作業がスムーズに行える場所（1か所）をごみ集積場所として事前に決めておきましょう。

ごみ集積場所 ※ 事前に記載しておきましょう
ごみ分別の方法

◆◆◆分別に注意が必要なもの◆◆◆

- ・トイレパックや使用済みオムツなど「燃やすごみ」ですが、他の燃やすごみとは分けてください。
- ・中身が残っているスプレー缶やガスボンベ長時間直射日光に当たると破裂する恐れがあり危険なため、収集までの間は屋内か日陰で保管してください。
- ・家庭用医療用品（在宅医療用ビニールバッグ、チューブ、カテーテル類、注射器等）は「燃やすごみ」ですが、針などが袋を突き破らないようにしたうえで、他の燃やすごみとは分けてください。



見本

調査票

拠点名

生麦小学校

住所

鶴見区生麦4-15-1

ごみ集積場所の設置場所

【設置場所を決める際のポイント】

- ・分別した資源物とごみを置くための十分なスペースが確保されているか
- ・収集車が敷地内まで入る場合、容易に出入りができるか（入っていけるか、転回広場があるか）
- ・収集作業が安全かつスムーズに行えるか

※収集車の大きさ…全長:約5.4m、全幅:約1.9m、全高:約2.4m

※学校と調整のうえ、設置場所を決めていただくようお願いします

※「地域防災拠点」開設・運営マニュアルP31参照

設置場所を ● でマーク

※敷地内に収集車が入る場合、進入場所を ▲ でマーク



栄区地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 8 年度 栄区地域防災拠点担当参与（区役所職員）について

本年度の地域防災拠点の担当参与について、以下のとおり決定しましたのでご案内いたします。

1 担当参与（区役所職員）について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

2 主な役割

(1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施
発災時：地域防災拠点の開設・運用

(2) 担当参与（区役所職員）

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う
発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

3 担当拠点（区役所職員） ※網掛けは今年度から新しく参与（区役所職員）になった職員です。

拠 点 名	担 当 課 長	担 当 参 与	
千秀小学校	こども家庭支援課長	丸山尚（こども家庭支援課）	丸山雄（こども家庭支援課）
飯島小学校	税務課長	松本（税務課）	小倉（税務課）
飯島中学校	地域振興課長	宮川（地域振興課）	高岡（こども家庭支援課）
豊田小学校	保険年金課長	小松（保険年金課）	長澤（保険年金課）
小菅ヶ谷小学校	福祉保健課長	三石（福祉保健課）	金高（高齢・障害支援課）
笠間小学校	生活衛生課長	松木（生活衛生課長）	水上（生活衛生課）
西本郷中学校	総務課長	川嶋（総務課）	伊藤（総務課）
西本郷小学校	区政推進課長	片柳（区政推進課）	松井（区政推進課）
小山台小学校		久保田（区政推進課）	新谷（区政推進課）
本郷台小学校	福祉保健課長	奥村（福祉保健課）	門脇（福祉保健課）
本郷中学校	戸籍課長	泉（戸籍課）	山内（戸籍課）
公田小学校	学校連携・こども担当課長	浅香（こども家庭支援課）	上野（こども家庭支援課）
桂台小学校	生活支援課長	秋山（生活支援課）	足立（総務課）
桂台中学校	高齢・障害支援課長	中村（高齢・障害支援課）	山内（高齢・障害支援課）
本郷小学校	生活支援課長	山田（生活支援課）	吉田（生活支援課）
桜井小学校	地域振興課長	出丸（地域振興課）	山崎（地域振興課）
上郷小学校	税務課長	大野（税務課）	浅井（税務課）
旧野七里小学校	高齢・障害支援課長	佐藤（高齢・障害支援課）	神田（高齢・障害支援課）
庄戸小学校	税務課担当課長	大泉（税務課担当課長）	田崎（会計室）
横浜きりん学園 （旧庄戸中学校）	保険年金課長	位高（保険年金課）	栗原（保険年金課）

担 当：栄区役所総務課
藤井・高橋・宮川・江渕
電 話：045-894-8312
メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

資料 20

令和 8 年 5 月 28 日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 8 年度地域防災拠点運営研修の開催について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も地域防災拠点運営委員の方などを対象とした研修を実施します。別添の案内資料をご参照のうえ、ご参加くださいますようお願いいたします。

1 研修概要

地域防災拠点運営研修は、集合研修及び自宅学習編の 2 種類がございます。詳細は、別紙 1 及び別紙 2 をご参照ください。

(1) 集合研修

今年度は 1 拠点あたりの申込者数の制限は設けませんので、本研修への積極的な参加をお願いします。

(2) 自宅学習編

集合研修の受講が難しい方向けにご案内しているものですが、集合研修への参加・不参加にかかわらず、事前申込不要でどなたでも受講可能です。

2 添付資料

- (1) 別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (2) 別紙 2-1 「令和 8 年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (3) 別紙 2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

担 当：栄区役所総務課

藤井・高橋・宮川・江渕

電 話：045-894-8312

メー ル：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

防 地 第 87号
令和8年4月23日

各区総務課長

防災・危機管理統括本部地域防災課
避難等支援担当課長

令和8年度地域防災拠点運営研修の開催周知について（依頼）

地域防災拠点運営研修について、次のとおり開催しますので、別添の依頼文ひな形等を活用し、地域防災拠点運営委員会等への周知をお願いします。

1 研修概要

別紙1及び別紙2のとおり

2 添付資料

- (1) 依頼文ひな形
- (2) 別紙1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内」
- (3) 別紙2-1 「令和8年度地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内」
- (4) 別紙2-2 「地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順」

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課
担当：金子、帆高、小野
電 話：045-671-2011
E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（集合研修）のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難者、学校、行政の相互協力により運営されます。本研修を受講し、地域防災拠点の具体的な運営方法について学びましょう。

1 研修対象者

地域防災拠点運営委員及び地域防災拠点の運営に関心のある方

2 研修内容

(1) 研修カリキュラム ※ 途中休憩あり

第1部	【講義】「地域防災拠点運営上の優先順位と対応」 講師：三輪 恒巳 氏、植村 博之 氏 (青葉区鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員)	講義を通して、避難所開設や運営のポイントを学びます。
第2部	【グループワーク】 「避難所運営の模擬体験をしよう」	図上訓練を通して、地域防災拠点で起きている出来事に対し、どのように対応するか学びます。

(2) 開催日時・場所 ※ 第1～3回いずれも同じ内容です。ご都合の良い日を選んでお申し込みください。

	日程	時間	場所	定員
第1回	8月8日(土)	9:30~12:30	横浜市民防災センター	約60名
第2回	8月29日(土)	9:30~12:30	青葉区役所	約60名
第3回	9月12日(土)	9:30~12:30	磯子区役所	約60名

3 お申し込み方法

「横浜市電子申請・届出システム」によりお申し込みください。

「二次元コード」又は「インターネット検索」によりアクセスいただき、所属する地域防災拠点名や受講希望日（第3希望日まで選択可能）、メールアドレス等の必要事項を入力の上、お申し込みください。

【二次元コード】



【インターネット検索】

横浜市 地域防災拠点運営研修

インターネット検索で、「地域防災拠点運営研修」のウェブサイトへアクセスいただき、お申し込みください。

申込期限：令和8年7月22日(水) 16時まで

- ※ 先着順ではありませんので、注意事項や入力内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ※ 申込多数の場合は、第2、第3希望日とさせていただくか、抽選とさせていただきます。
- ※ 申込みの重複にご注意ください。また、申込完了後は、システムの都合上、申込内容の変更・取消しができません。申込内容の変更・取消し等をご希望の場合は、「5 お問合せ先」の担当までご相談ください。
- ※ 「横浜市電子申請・届出システム」による申込みが難しい場合は、「5 お問合せ先」までご相談ください。

4 申込者への受講決定連絡

7月31日頃、横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課から、受講日時、会場、当日の持ち物等を記載した「受講決定メール」をお送りします。

「受講決定メール」の受信をもって、本研修の受講が確定します。

申込み時のメールアドレスに誤りがあると、「受講決定メール」をお送りすることができません。申込みの際は、必ず正しいメールアドレスを入力していただきますようお願いします。

※ ドメイン「@city.yokohama.lg.jp」の受信が可能なアドレスでお申し込みください。

※ 抽選に外れてしまった方に対しても、別途メールでご連絡します。

5 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

6 その他

(1) 画像等の取扱い

研修の様子を動画・静止画撮影し、広報等のために使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 個人情報の取扱い

収集した個人情報は、本人の許可なく本研修以外の目的では使用しません。

(3) 男女ニーズの違いに配慮した防災研修

8月8日（土）及び9月12日（土）の午後は同会場にて、男女ニーズの違いに配慮した防災研修も開催します。詳しくは、市民局国際平和・ダイバーシティ推進課のホームページをご覧ください。

(4) 開催中止

当日午前7時の時点で「警報」又は「特別警報」等が横浜市域に発令されている場合は、本研修は中止とします。警報等の発令状況については、「横浜市防災情報ポータル」にてご確認ください。

【横浜市防災情報ポータル】

二次元コード又はインターネット検索によりアクセスしてください。



横浜市防災情報ポータル

検索

地域防災拠点運営研修（自宅学習編）受講手順

①「よこはま防災 e-パーク」のホームページをお開きください。



②トップページを下にスクロールし、「学習コンテンツを選ぼう!」の中から、「研修」カテゴリーの「地域防災拠点運営研修」ボタンを押してください。



③「ログイン」又は「新規登録」から受講が可能です。

新規登録・ログイン

登録なしで自由に閲覧する方

コンテンツ内にある動画やミニテストを自由に閲覧することができます。
※学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証を発行することは、出来ません。
学習履歴の保存や修了証を発行する場合は、新規登録又はログインしてください。

自由閲覧

ログイン

ニックネーム

パスワード

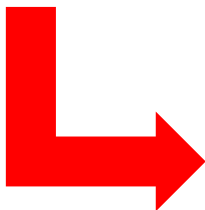
ログイン

初めての方(新規登録)

新規登録していただくことで、学習履歴の保存（受講状況の確認）や修了証の発行ができます。

[新規登録の方法はこちら](#)

新規登録



「新規登録」を希望する場合は、右の画面で必要事項を入力の上、ご登録ください。

新規登録①

新規登録

よこはま防災e-パークに利用登録いただくことで、受講状況の確認（学習履歴の一時保存）や修了証の発行ができます。利用規約をお読みの上でご登録ください。

※ニックネーム (ID) とパスワードは、必ずお控えください。
※ニックネーム (ID) 及びパスワードを忘れた場合は、再度、新規登録をお願いします。
※修了証の発行には、登録が必要です。(団体発行する場合は、代表者の登録が必要)

ニックネーム
他の利用者と同じお名前 (ID) は使えません

パスワード
パスワードは英数小文字混合8文字以上で設定してください。


お住まいの区 ▼

登録する

- ④「地域防災拠点運営研修」ページが開いたら、「地域防災拠点の運営について」ボタンを押してください。

地域防災拠点運営研修


「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。



地域防災拠点
の運営について



在宅避難について



多様な避難



要援護者支援

- ⑤『横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2）』の動画をご視聴ください。

地域防災拠点運営研修

 **地域防災拠点の運営について** 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（1/2） ▶

STEP
1

動画で学びましょう。



「避難者はお客様ではありません」

班・担当の割り振り

見る YouTube

⑥動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「次のクイズへ」ボタンを押すと、次の動画のページが表示されます。

STEP

2

動画で学んだ内容をミニテストで復習しましょう。

スタート

STEP

2

クイズに挑戦

問題1



避難者が地域防災拠点に避難してきた際、受付で避難者カードを記入してもらうが、物資や情報を受け取りに来た自宅で避難生活を送る人（在宅避難者）には、避難者カードを記入してもらう必要はない。



次のクイズへ

⑦『地域防災拠点の開設・運営について（2/2）』の動画をご視聴ください。

STEP
1

動画で学びましょう。



地域防災拠点の開設・運営について
女性の視点を盛り込んだ避難所づくり

見る YouTube

※「▶」ボタンを押して、1つ目の動画から2つ目の動画にページを切り替えることが可能です。

 地域防災拠点の運営について 

◀ 横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル (1/2) clear ▶

STEP
1

動画で学びましょう。



横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル
班・担当の割り振り

- ⑧動画視聴完了後、ミニテストをご受講ください。全3問のクイズに回答後、「戻る」ボタンを押してください。

戻る

- ⑨ ④～⑧と同様の手順で、「在宅避難について」、「多様な避難」、「要援護者支援」のコースもご受講ください。
(各コースの受講が完了すると、ボタンにメダルマークが表示されます。)

地域防災拠点運営研修

「地域防災拠点運営研修」では、拠点運営の基本を身に付けるとともに、地域防災拠点を含めた地域全体の防災力の強化を図ることを目的としています。

地域防災拠点の運営について

在宅避難について

多様な避難

要援護者支援

修了証をもらう(個人)

修了証をもらう(団体)

アンケートはこちら

地域防災拠点運営研修に関するお問い合わせはこちら

- ⑩全コースの受講が完了すると、修了証の発行が可能となります。修了証は、個人又は団体でまとめて発行することができます。

(1) 個人で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(個人)」ボタンを押してください。

自分の名前を入力して、修了証をもらう

行政区 鶴見区

団体名 ■■地域防災拠点

名前 横浜 太郎

修了証をもらう

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう」ボタンを押してください。



修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

(2) 団体で修了証を発行する場合



「修了証をもらう(団体)」ボタンを押してください。

行政区、団体名、名前を入力し、「修了証をもらう(①)」又は「団体名で修了証を発行(②)」ボタンを押してください。

【注意】

団体で修了証を発行する場合は、システムの都合上、入力できる団体名が8文字以内となります。

9文字以上の団体名を入力したい場合は、「修了証をもらう(個人)」ボタンから、修了証の発行をお願いします。

①名前を入力した複数の受講者の修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。

②行政区、団体名のみ記載された修了証が発行されますので、ダウンロード又は印刷してご活用ください。



令和 8 年度 地域防災拠点運営研修（自宅学習編）のご案内

『地域防災拠点運営研修（集合研修）』の受講が難しい方や、予定が合わず参加できなかった方などは、是非、自宅学習編の受講をご検討ください。

1 研修対象者

どなたでも受講可能（事前申込不要）

2 受講方法

「よこはま防災 e-パーク」で受講

「よこはま防災 e-パーク」は、時間や場所にとらわれることなく、動画等により身近に防災を学べるウェブサイトです。

具体的な受講手順は、別紙「自宅学習編 受講手順」をご覧ください。

「よこはま防災 e-パーク」へは、次の「二次元コード」又は「インターネット検索」からアクセスしてください。



【二次元コード】



【インターネット検索】

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3 受講可能期間

通年受講可能（ウェブサイトのメンテナンス時等の場合を除く。）

4 お問い合わせ先

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課（金子、帆高、小野）

電話番号：045-671-2011

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

令和 8 年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点におかれましては、次のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※ 各拠点におけるWi-Fiの接続・運用訓練の可否は、別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト」をご参照ください。

2 実施日の連絡方法

別紙 2 「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、栄区防災担当までご提出をお願いします。

3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の14日前までに提出をお願いします。

4 添付資料

- (1) 別紙 1 令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト
- (2) 別紙 2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (3) 別紙 3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

担 当：栄区役所総務課

藤井、高橋、宮川、江渕

電 話：045-894-8312

メール：sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

各区総務課長

防災・危機管理統括本部地域防災課
避難等支援担当課長**令和8年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）**

令和3年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

については、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点について、次のとおり報告をお願いします。

1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※ 各拠点におけるWi-Fiの接続・運用訓練の可否は、別紙1「令和8年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト」を参照してください。

2 実施日の調整方法

別紙2「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に、**実施拠点名、実施希望日を記入のうえ、組織アドレス（bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp）宛てにEメールで提出をお願いします。**

3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の1週間前までに提出をお願いします。

4 添付資料

- (1) 依頼文ひな形
- (2) 別紙1 令和8年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト
- (3) 別紙2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (4) 別紙3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

【問合せ先】 防災・危機管理統括本部地域防災課
担 当：金子、帆高、小野
電 話：045-671-2011
E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

【別紙1】令和8年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト

No.	拠点名称	Wi-Fi接続可否	拠点区	所在地	分類					
					小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	跡施設
403	本郷小学校	可	栄区	中野町16-1	○					
404	豊田小学校	可	栄区	長沼町125-4	○					
405	千秀小学校	可	栄区	田谷町1832	○					
406	飯島小学校	可	栄区	飯島町771-2	○					
407	桂台小学校	可	栄区	桂台南一丁目1-1	○					
408	西本郷小学校	可	栄区	小菅ヶ谷二丁目22-1	○					
409	旧野七里小学校	不可	栄区	野七里二丁目3-1						○
410	本郷台小学校	可	栄区	本郷台一丁目6-1	○					
411	上郷小学校	可	栄区	犬山町6-1	○					
412	小菅ヶ谷小学校	可	栄区	本郷台四丁目31-1	○					
413	公田小学校	可	栄区	公田町354-3	○					
414	庄戸小学校	可	栄区	庄戸一丁目15-1	○					
415	小山台小学校	可	栄区	小山台一丁目15-1	○					
416	笠間小学校	可	栄区	笠間町三丁目28-1	○					
417	桜井小学校	可	栄区	上郷町242-2	○					
418	本郷中学校	不可	栄区	桂町84-14				○		
419	桂台中学校	可	栄区	桂台中5-1				○		
420	西本郷中学校	可	栄区	小菅ヶ谷一丁目29-1				○		
421	飯島中学校	可	栄区	飯島町746-1				○		
422	横浜きりん学園	不可	栄区	庄戸三丁目1-1						○

令和 年 月 日

Wi-Fi 接続・運用訓練実施連絡票

Wi-Fi 接続・運用訓練の実施について、次のとおり連絡します。

【実施拠点名】

栄区 地域防災拠点

【実施希望日】

令和 年 月 日 ()

【別紙3】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

「災害時避難者向けWi-Fiの運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向けWi-Fiが使用できます。

① 提供SSID

「YY_NET-SAIGAI」

② 接続方法例

(1) 端末のWi-Fi機能を有効。

(2) 「YY_NET-SAIGAI」と表示されているSSIDを選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

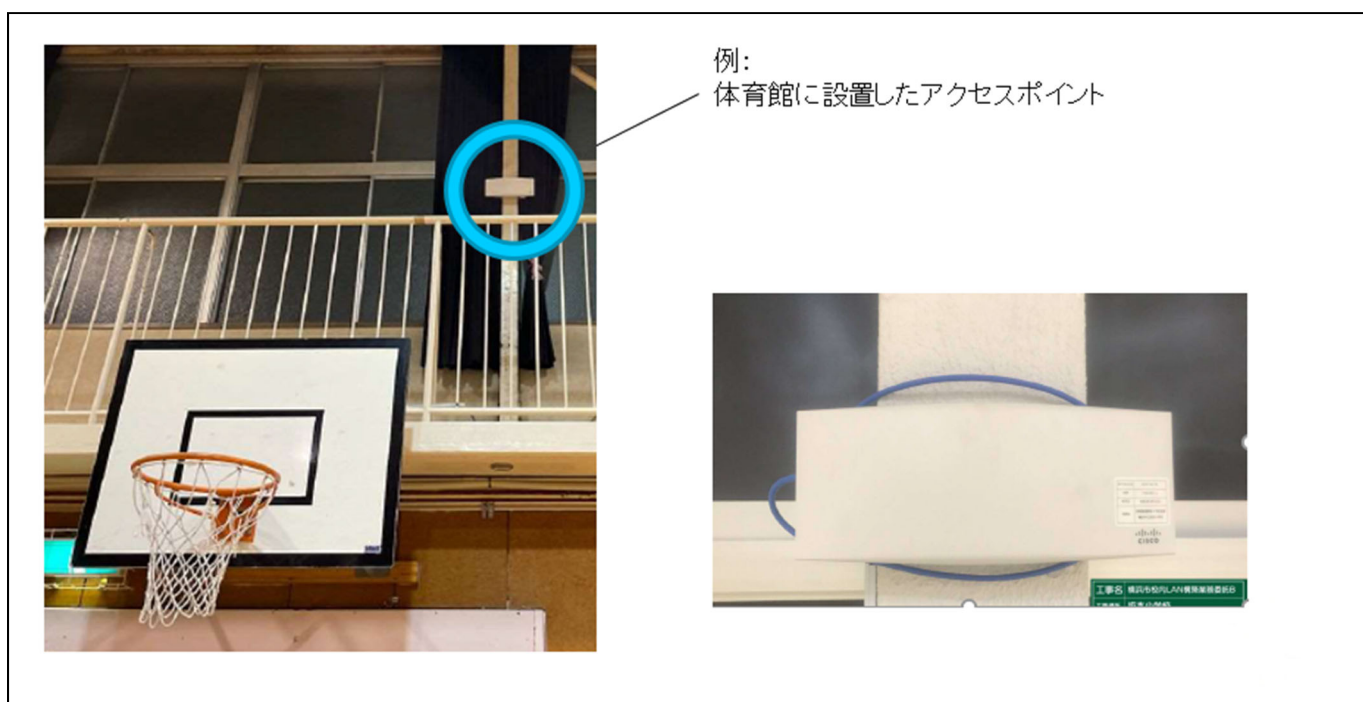
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源OFFやWi-Fi機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。

各区総務課長

防災・危機管理統括本部地域防災課
避難等支援担当課長**地域防災拠点の開設・運営訓練における暑さ対策について（通知）**

気象庁によると昨年同様、今夏の気温は平年よりも高い予報となっており、今年も熱中症等の健康リスクが高まることが想定されます。

については、「夏の暑さ対策に向けた取組の推進について（令和 8 年 4 月 22 日付：副市長通知）」に基づき、地域防災拠点での開設・運営訓練（以下、「拠点訓練」という。）は、災害発生時の市民等の安全・安心を確保するために重要である一方、特に熱中症リスクの高い高齢者・障害者・子どもも参加することから、次のとおり、暑さ対策の推進をお願いします。

1 拠点訓練の実施時期の調整

夏季（特に 7 月から 8 月まで）の拠点訓練を避け、可能な限り 10 月下旬以降の日程調整をお願いします。

2 夏季に訓練を実施する場合

夏季を避けた日程調整が難しい場合は、次の対応等を検討してください。

- ・朝夕の比較的暑さが和らぐ時間帯への変更や実施時間の短縮
- ・空調設備のある屋内訓練メニューへの変更
- ・訓練実施日における熱中症予防策、発生時における対応策の検討
（対策例）気温等（熱中症警戒アラート）を参考にした実施（中止）基準の策定、
日陰で涼しい場所への休憩場所の設置、訓練時の水分・塩分補給

3 参考ウェブサイト

- (1) 「熱中症に気をつけましょう」（横浜市ウェブサイト）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/kenkozukuri/kakushu/necchusho/heat.html>

- (2) 熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

4 添付資料

- (1) 副市長通知 夏の暑さ対策に向けた取組の推進について
(2) 副市長通知別紙 横浜市暑さ対策方針

【担当】 防災・危機管理統括本部地域防災課
担 当：金子、帆高、小野
電 話：045-671-2011
E-mail：bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

各区・局・統括本部長

副市長

夏の暑さ対策に向けた取組の推進について（通知）

地球温暖化や気候変動の影響により、台風や線状降水帯等による経験したことのない豪雨や異常な暑さなどが発生しており、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

本市においても、昨年は夏季における平均気温が平年を大きく上回り、日照時間も例年より長かったことから、熱中症等の健康リスクが高い状態が長期間にわたって続きました。これに伴い、熱中症による緊急搬送者数は4年連続で増加しています。

また、気象庁によると昨年同様、今夏の気温は平年よりも高い予報となっており、今年も熱中症等の健康リスクが高まることが想定されます。市民の安全と安心を脅かしかねない厳しい暑さが想定されることから、全庁を挙げて暑さ対策に取り組む必要があります。

今年度は、本日から「熱中症警戒情報」および「熱中症特別警戒情報」の運用が始まります。運用期間中における事務事業の実施にあたっては、「横浜市暑さ対策方針（令和6年5月改定）」をもとに、熱中症について全職員が意識を高めるとともに、パンフレット等を活用した普及啓発や防災情報Eメール等による情報提供を行うなど、市民の命と健康を守る暑さ対策の取組を推進して下さい。

1 暑さ対策の取組の方向性について

(1) 事業者や住民等への情報提供と注意喚起

事務事業の実施にあたっては、熱中症警戒情報や暑さ指数などの熱中症への警戒を呼びかける情報をホームページやチラシなどを活用し、迅速かつ的確に発信・伝達して熱中症の予防に努めること。

(2) 市民利用施設での取組

スポーツセンター、プールやグラウンドなど夏季の利用が多い屋外運動施設や多くの子どもたちが利用する学校や保育園、高齢者をはじめ幅広い世代が利用する地域ケアプラザや地区センターなど、すべての市民利用施設においては、利用者の健康面に配慮した運営や環境づくりを推進すること。

(3) 夏季イベント等での取組

夏季イベント等では熱中症リスクが高まることから、本市が主催するイベント等においては、天候や気温、注意情報等の状況により、開催日程・時間の見直し、運営における熱中症予防への配慮などを行うこと。

また、地域や関係する団体の主催による行事等においても同様の働きかけを行うこと。

(4) 暑さ対策の視点を取り入れたまちづくり

公共施設等における壁面緑化や遮熱性塗装などの取組、まちづくりにおける緑化や緑陰の形成、グリーンインフラの活用や民間事業者への暑さ対策の取組促進などに取り組み、暑さ対策の視点を取り入れたまちづくりを進めること。

(5) 職場における取組

すべての職場において、熱中症予防のための注意喚起の実施や業務の工夫等による暑さ対策を進めること。

2 取組の実施にあたって

暑さ対策を行うにあたっては、空調設備の適切な清掃の実施、白熱電球を LED に変える等の省エネの取組や民間等での最新技術の積極的な活用を検討するなど、脱炭素化につながる取組も積極的に推進して下さい。

3 熱中症に関する情報提供について

【熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報の運用期間】

令和8年4月22日～令和8年10月21日

(1) 熱中症警戒情報が発表される場合

神奈川県内の5地点（海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦）の暑さ指数情報提供地点のうちいずれかの地点で暑さ指数（※）の予測値が **33** に達する場合、前日の午後5時及び当日の午前5時頃に、環境省及び気象庁より「熱中症警戒情報」が発表されます。

発表方法としては、環境省が熱中症予防情報サイトで情報提供するほか、気象庁が気象情報として情報提供します。

横浜市では、気象情報と連動して、横浜市防災情報Eメールにより市民等に情報提供を行うとともに、ホームページにて暑さ対策に関する情報提供を行います。

当該情報が発表された場合、気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生じるおそれがあります。

※気温、湿度、日射量などをもとに算出する熱中症予防の指数

(2) 熱中症特別警戒情報が発表される場合

神奈川県内の5地点すべての暑さ指数情報提供地点において、暑さ指数の予測値が **35** に達する場合、前日の午後2時頃に、環境省より「熱中症特別警戒情報」が発表されます。

発表方法としては、環境省が熱中症予防情報サイトに情報提供するとともに都道府県へメールによる周知を行います。

横浜市では、神奈川県からのメール伝達を受信後、記者発表や横浜市防災情報Eメール、横浜市 LINE 公式アカウントを用いて情報提供を行うとともに、ホームページでも暑さ対策に関する情報提供を行います。

当該情報が発表された場合、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

横浜市暑さ対策方針

令和元年5月
(令和6年5月改定)

横浜市

1 はじめに

近年、気候変動やヒートアイランド現象の影響により、都市部を中心に暑熱環境が悪化しています。

横浜市においても、2023（令和5）年は、これまでの真夏日の年間観測記録68日を上回る84日の真夏日を観測するなど、熱中症リスクの増加が重大な課題となっています。

熱中症対策については、横浜市地球温暖化対策実行計画において、熱中症・感染症等分野の適応策として具体的な取組例を示して推進することとしています。

また、国においては、2023（令和5）年4月に気候変動適応法を改正し、政府が熱中症対策の実行に関する計画を定め、国民の健康に重大な被害が生じるおそれがある場合に備え、新たに熱中症特別警戒情報を法定化して市町村長に住民や団体に伝達する義務を課すなど、熱中症対策を強化しています。

こうした状況を踏まえ、市民の命と健康を守るための具体的な取組の推進を図るため「横浜市暑さ対策方針」を改定します。

（参考1）気候変動適応法（抜粋）

（熱中症対策実行計画の策定）

第十六条 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、熱中症対策の実行に関する計画（以下この条及び次条において「熱中症対策実行計画」という。）を定めなければならない。

（熱中症特別警戒情報）

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。）を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 市町村長（特別区の区長を含む。以下この節において同じ。）は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

（参考2）熱中症対策実行計画（令和5年5月30日閣議決定）（抜粋）

3. 関係者の基本的役割

（2）地方公共団体の基本的役割

市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

2 基本方針

政府が定める熱中症対策実行計画において、市町村は自主的かつ主体的に熱中症対策を推進することや、事業者や住民等への熱中症に対する理解を醸成することとなったため、横浜市の熱中症対策に関する基本方針を設定します。

市民の命と健康を守るための暑さに配慮した取組を自主的かつ主体的に推進する

3 取組推進期間

毎年5月1日～10月31日

4 暑さに配慮した取組

(1) 脱炭素・GREEN×EXPO推進局による取組

ア 熱中症警戒情報が発表される場合

神奈川県内の5地点（海老名、横浜、辻堂、小田原、三浦）の暑さ指数情報提供地点のうちいずれかの地点で暑さ指数の予測値が33に達する場合、前日の午後5時及び当日の午前5時頃に、環境省及び気象庁より「熱中症警戒情報」が発表されます。

神奈川県内では2023（令和5）年度に26回発表されています。

熱中症警戒情報の発表方法としては、環境省が熱中症予防情報サイト（※1）で情報提供するほか、気象庁が気象情報として情報提供します。

横浜市では、気象情報と連動して、横浜市防災情報Eメールにより市民等に情報提供を行うとともに、横浜市ホームページ（※2）にて暑さ対策に関する情報提供を行います。

※1 環境省熱中症予防情報サイト<<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>>：

熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報のほか、全国841地点における暑さ指数の予測値・実況値等、熱中症予防情報の提供を行っています。

※2 横浜市ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/atusa202405.html>

イ 熱中症特別警戒情報が発表される場合

神奈川県内の5地点すべての暑さ指数情報提供地点において、暑さ指数の予測値が35に達する場合、前日の午後2時頃に、環境省より「熱中症特別警戒情報」が発表されます。

これまで熱中症特別警戒情報の基準となる都道府県内のすべての情報提供地点が35になった事例はありませんが、2020（令和2）年8月11日に埼玉県内のすべての情報提供地点で暑さ指数34以上を記録しています（2012（平成24）年から2021（令和3）年までの観測実績による）。今後、横浜市においても過去に例をみない危険な暑さとなり、市民の健康に重大な被害が生じるおそれもありますので、市民等の自発的な熱中症予防行動や家族・周囲の人々への見守りや声かけ等の行動を促す必要があります。

熱中症特別警戒情報の発表方法としては、環境省が熱中症予防情報サイトに情報提供する

とともに都道府県へメールによる周知を行います。

横浜市では、神奈川県からのメール伝達を受信後、記者発表や横浜市防災情報Eメール等を用いて情報提供を行うとともに、横浜市ホームページにて暑さ対策に関する情報提供を行います。

(参考1) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート)
発表基準	神奈川県内の5地点の暑さ指数情報提供地点のうち <u>いずれかの地点で暑さ指数の予測値が33に達する場合</u>	神奈川県内の <u>5地点すべての暑さ指数情報提供地点において、暑さ指数の予測値が35に達する場合</u>
発表時間	前日の午後5時及び当日午前5時頃に発表	前日の午後2時頃に発表
発表機関	環境省及び気象庁	環境省
役割	環境省：環境省熱中症情報予防サイト等による周知 気象庁：気象情報等による周知	環境省：環境省熱中症情報予防サイト等による周知、都道府県への伝達等 都道府県：市町村への伝達等 市町村：住民への伝達等
本市の対応	気象情報と連動した、横浜市防災情報メールによる情報提供	・記者発表 ・横浜市防災情報メール等による情報提供

(参考2) 暑さ指数について

暑さ指数とは、気温、湿度、日射量等から推定する熱中症予防の指標です。国等のガイドラインでは、暑さ指数に応じた注意事項等が紹介されており、熱中症予防の目安として活用されています。

暑さ指数33以上（熱中症警戒情報）：気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生じるおそれがあります。

暑さ指数35以上（熱中症特別警戒情報）：広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

暑さ指数に係る熱中症予防運動指針

出典：環境省熱中症予防情報サイト

(2) 各区局統括本部による取組

ア 事業者や住民等への情報提供と注意喚起

事務事業の実施にあたっては、熱中症警戒情報や暑さ指数などの熱中症への警戒を呼びかける情報をウェブサイトやチラシなどを活用し、事業者や住民等へ幅広く発信・伝達して熱中症の予防に努めます。

(主な取組例)

- ① ホームページ、SNS、チラシ、ポスターなどを活用した熱中症予防の呼びかけや注意喚起
- ② 国が公表する熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報を活用した周知
- ③ 防災情報Eメールを活用した周知
- ④ 地域と連携した熱中症予防の呼びかけや注意喚起
- ⑤ 地下鉄車内のポスター掲載やデジタルサイネージを活用した情報発信
- ⑥ 広報よこはまやテレビ、ラジオなどの市政広報を活用したきめ細やかな広報
- ⑦ 資源回収車等を活用した注意喚起



チラシを活用した熱中症予防の呼びかけ

出典：環境省・経済産業省・厚生労働省リーフレット（抜粋）



広報よこはまを活用した広報

出典：広報よこはま（緑区版）2023年7月号（抜粋）

イ 市民利用施設での取組

スポーツセンター、プールやグラウンドなど夏季の利用が多い屋外運動施設や多くの子どもたちが利用する学校や保育園、高齢者をはじめ幅広い世代が利用する地域ケアプラザや地区センターなど、すべての市民利用施設においては、利用者の健康面に配慮した運営や環境づくりを推進します。

(主な取組例)

- ① ホームページ、SNS、チラシ、ポスターなどを活用した熱中症予防の呼びかけや注意喚起
- ② 国が公表する熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報を活用した周知
- ③ 防災情報Eメールを活用した周知
- ④ 空調が未設置の箇所への新たな設置
- ⑤ 老朽化した既存空調設備の更新
- ⑥ 屋外施設におけるミストや緑のカーテン等の暑さをしのぐ場の創出
- ⑦ 暑さ指数計の配置など暑さに関する環境把握
- ⑧ 施設利用者への熱中症予防の呼びかけや注意喚起
- ⑨ 熱中症対策ガイドライン等の検討・策定
- ⑩ 公共施設や民間の商業施設等を活用したクールシェアスポット（※）の設置
- ⑪ 市ホームページ等を用いたクールシェアスポットの周知

※クールシェアスポット：冷房設備を有し、椅子やベンチ等の既存設備を活用するなどして、市民の皆様をはじめとする方々が外出時に一時的に暑さをしのげる施設（市ホームページに施設一覧を掲載）

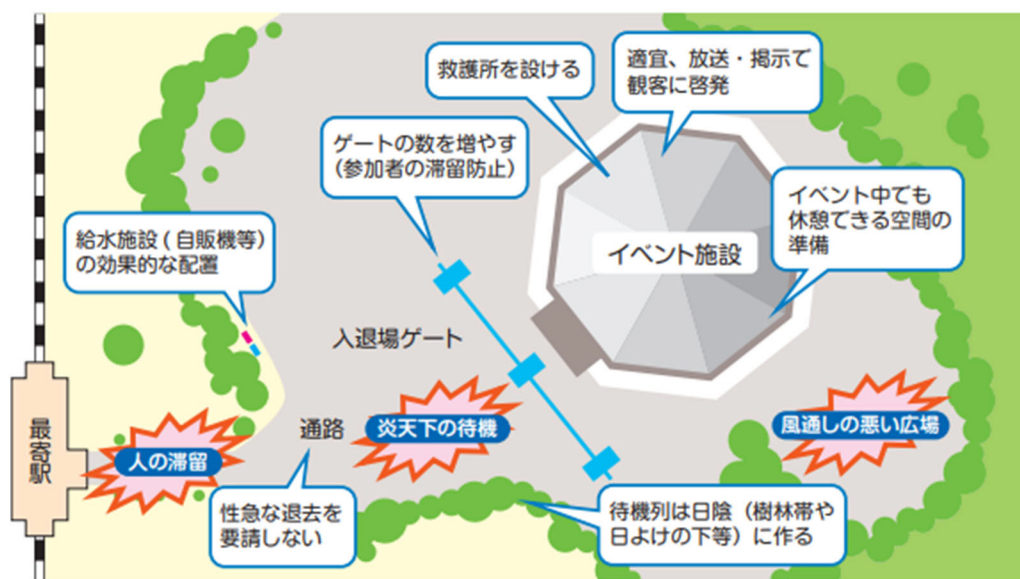
ウ 夏季イベント等での取組

夏季イベント等では熱中症リスクが高まることから、本市が主催するイベント等においては、天候や気温、注意情報等の状況により、開催日程・時間の見直し、運営における熱中症予防への配慮などを行います。

また、地域や関係する団体の主催による行事等においても同様の働きかけを行います。

(主な取組例)

- ① ホームページ、SNS、チラシ、ポスターなどを活用した熱中症予防の呼びかけや注意喚起
- ② 国が公表する熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報を活用した周知
- ③ 防災情報Eメールを活用した周知
- ④ 開催時期の見直し（暑い時期を避けた開催の検討）
- ⑤ 実施時間の変更（朝夕への時間帯の変更、時間の短縮など）
- ⑥ 開催場所の変更（屋外から空調設備のある屋内への見直しの検討など）
- ⑦ 気温等を参考にした実施（中止）基準等の策定
- ⑧ 日陰などの休憩所、救護室の設置
- ⑨ イベント参加者の水分補給のための給水所、自動販売機等の設置
- ⑩ 日よけやミストなど暑熱環境緩和の設備導入
- ⑪ 待機列や入退場口を増やすなどの混雑緩和の工夫
- ⑫ スタッフ等への熱中症に関する研修



イベント会場における暑熱環境の緩和の取組例

出典：環境省「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」

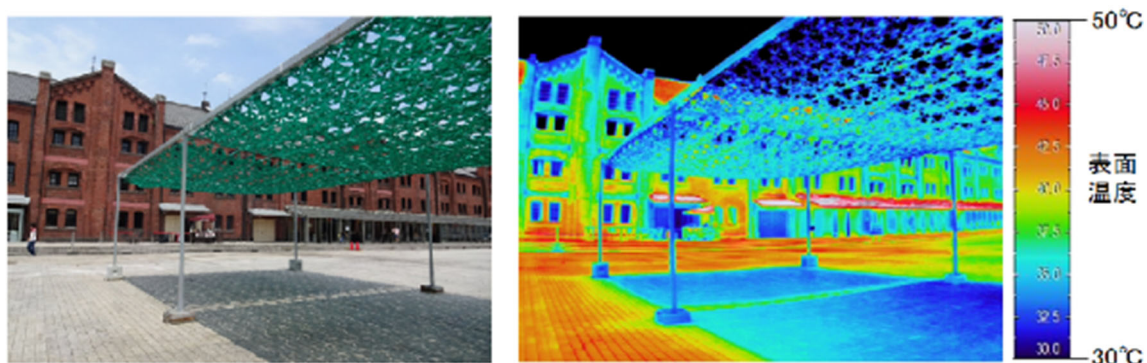
エ 暑さ対策の視点を取り入れたまちづくり

公共施設等における壁面緑化や遮熱性塗装などの取組、まちづくりにおける緑化や緑陰の形成、グリーンインフラの活用や民間事業者への暑さ対策の取組促進などに取り組み、暑さ対策の視点を取り入れたまちづくりを進めます。

(主な取組例)

- ① 建築物や施設等への壁面緑化や遮熱性塗料の活用
- ② 緑化や地表面の保水・浸透力を高めるグリーンインフラの活用
- ③ 都市環境気候図等の情報・データを用いた、暑さをしのぐ環境づくり
- ④ 暑さ対策に係る最新の技術の積極的な活用
- ⑤ 民間事業者へのCASBEE横浜認証制度（※）の利用促進

※CASBEE横浜認証制度：環境にやさしい建物として、建築主の環境への積極的な取組をさらに促進させるための制度



横浜市の暑さ対策取組例（フラクタル日除けの画像と赤外画像）

出典：横浜市HP

オ 職場における取組

すべての職場において、熱中症予防のための注意喚起の実施や業務の工夫等による暑さ対策を進めます。

(主な取組例)

- ① 朝礼等による職員等への情報提供、注意喚起
- ② 季節に合わせた軽装での執務の実施及びクールビズ期間の周知
- ③ 出張等での交通手段や時間帯、作業時間短縮など業務実施における工夫
- ④ 遮熱フィルムや緑のカーテンなど執務環境の改善の検討・実施
- ⑤ 外出や屋外作業時などにおける飲料・塩飴、冷却パックなどの熱中症対策の準備
- ⑥ 指定管理、工事や委託事業の遂行に当たり従事される方への注意喚起等の配慮
- ⑦ 建築現場等における事業者への周知、啓発
- ⑧ 執務室や作業場等での気象情報の収集や暑さ指数計等によるモニタリング

各区総務課長

健康福祉局障害施策推進課長

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について(依頼)

標記について、令和8年度においても添付資料のとおり「セイフティーネットプロジェクト横浜」による出前講座を実施しますので、各地域防災拠点運営委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

添付資料

- ・ 地域防災拠点訓練における出前講座の実施について
- ・ セイフティーネットプロジェクト横浜チラシ
- ・ 出前講座のご案内チラシ

参考

—セイフティーネットプロジェクト横浜—

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめています。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしています。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A 研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

担当:

横浜市健康福祉局障害施策推進課
共生社会等推進担当 小幡 新島
電話:671-3598

令和8年4月15日

地域防災拠点運営委員長

地域防災拠点訓練における出前講座の実施について

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援にご尽力いただきありがとうございます。災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただくために、令和5年度に各地域防災拠点に対して、コミュニケーションボード等のセットの再配布を行いました。災害用コミュニケーションボードは、横浜市内の障害福祉関係団体と横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

令和8年度も「セイフティーネットプロジェクト横浜」において次のとおり出前講座の実施が可能ですので、是非お声掛けください。

1 出前講座の内容

障害のある方やご家族、支援者のグループが地域に出向き、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をご説明します。

2 相談・申込み先

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211 / Fax：045-680-1550

3 その他

出前講座の実施にあたり、実施予定日のおよそ2か月前に事前にご相談ください。また他のイベント等と重なってしまっている場合等には、実施ができないことがあります。

参考：令和5年度に再配布した災害用コミュニケーション等

<内容> クリアーボックス（A4 幅3センチ程度）に入れて配布。

- ・説明文書（趣旨書）：1
- ・コミュニケーションボード：3
- ・啓発チラシ：3
- ・文字盤：3
- ・バンダナ：緑色3、黄色3



<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター
TEL：045-681-1211/Fax：045-680-1550
横浜市健康福祉局障害施策推進課
TEL：045-671-3598/Fax：045-671-3566

■セイフティーネットプロジェクト横浜とは

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、セイフティーネットをつくることを目的とし、2005年7月に発足。自分たちの出来ることから取り組むことを大切にしながら、さまざまな障害についての理解を進めていこうと活動している。

災害時に役立ちます！

障害のある方、そして地域の誰もが、安心して暮らしていくために
地域の中で、セイフティーネットをつくり支えていきたい。

地域で伝える！ みんなに伝わる！ S-net横浜

セイフティーネットプロジェクト横浜



つかう

自閉症や知的障害のある方の中には、わかりやすい絵記号や写真を用いることで、コミュニケーションがスムーズになる人もいます。
コミュニケーションボードは、障害のある方と周囲の方たちとの間をつなぐ話し言葉に代わるものの一つです。

日常だけでなく災害時にもつかえます！

コミュニケーションボード・カード



- イラストは200種類以上！
自由に組み合わせてオリジナル・コミュニケーションボードが作れます。
- コンパクトな名刺サイズでつくれるコミュニケーションカードはリングでまとめて使えます。
- パソコン・スマートフォン・タブレット端末にダウンロードすることもできます。

裏面のホームページアドレス、QRコードでアクセスしてください！



さむい
I feel cold



まいごになった
I am lost



いたい
I feel pain



そうだん
相談したい
I'd like a consultaion



すこし待ってください
Please wait for a moment



アレルギー

えびアレルギー
shrimp allergy

支えあう

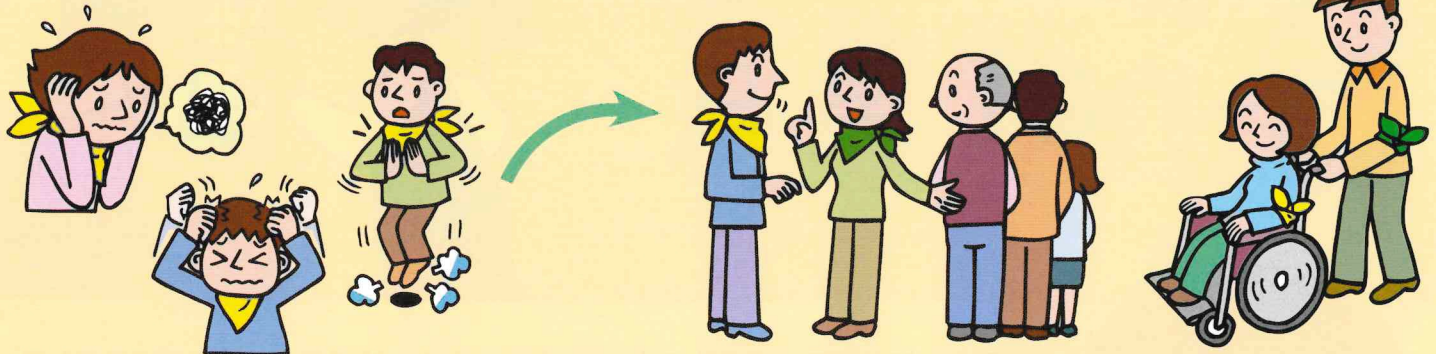
災害時、配慮が必要であることが、わかりにくい障害のある方も必要な支援を受けられるように「配慮が必要」な人は「黄色」、「支援ができる」人は「緑色」のものを身につけようという取り組みを進めています。

配慮が必要

支援ができる

★市販のバンダナやハンカチで用意してみてもいいでしょうか？

黄色と緑のバンダナ



●状況の判断がつかず、大きな不安を抱いたりパニックをおこしやすい人、人ごみや大きな声・音・強い光などが苦手な人もいます。

●具体的にゆっくりと確かめながらお話しします。

広がる

障害のある方や家族、支援者が地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただき出前講座を行っています。

例えば、「知的障害や自閉症のある方への支援—避難場所編—」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある方への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、伝えています。

あなたの街に伺います！

出前講座



●S-net 横浜 事務局に相談

●担い手の皆さんと調整

●出前講座の様子すでに、のべ100以上の講演が実施されています

S-net 横浜は、障害のある人や、その家族が自分たちのできることから取り組むことを大切に、さまざまな活動をしています。

連絡先： セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

(福) 横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階

TEL:045-681-1211 FAX:045-680-1550

<http://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/safetynet/safetynet.html>

発行： 2020年3月



地域防災拠点のみなさまへ

出前講座をご活用ください

2023年5月

セイフティーネットプロジェクト横浜では、障害のある人やご家族、支援者のグループが地域へ出向き、障害理解に関するお話をさせていただく活動（出前講座 ※裏面参照）を行っています。障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、みなさまのご理解、ご協力が必要です。各地域防災拠点での訓練や運営委員のみなさまの会合など、さまざまな場面での活用を、ご検討くださいますようお願い申し上げます。ぜひご相談ください。

<申し込み・問い合わせ先>

※実施日の2か月までに下記までご相談ください。

なお、日程や内容により、ご希望に添えない場合があります。ご了承ください。

■セイフティーネットプロジェクト横浜 事務局

横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター

電話 045 - 681 - 1211 FAX 045 - 680 - 1550

ホームページ

URL <https://safetynet-yokohama.jp>

二次元コード



— セーフティーネットプロジェクト横浜 —

2005年に発足し、障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、障害についてご理解いただくためのさまざまな活動をすすめている。市内15の団体・機関で構成されているプロジェクトで、障害者や家族が自分たちのできることから活動していくことを大切にしている。

【構成団体】

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市の障害者施策を考える連絡会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜障害児を守る連絡協議会、横浜市自閉症協会、横浜市精神障害者家族連合会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市グループホーム連絡会、P&A研究会カナガワ、横浜市精神障害者地域生活支援連合会、障害者自立生活アシスタント連絡会、横浜市、横浜市・区社会福祉協議会

出前講座とは…

障害のある人や家族、支援者が、地域の方たちと顔見知りになるために、地域の会合に出向いて、自分たちのことを伝えていく活動。

例えば「知的障害や自閉症のある方への支援-避難場所編-」では、災害時に避難場所等で、自閉症や知的障害のある人への支援のポイント、コミュニケーションボードの使い方等を、紙芝居を使って伝えています。

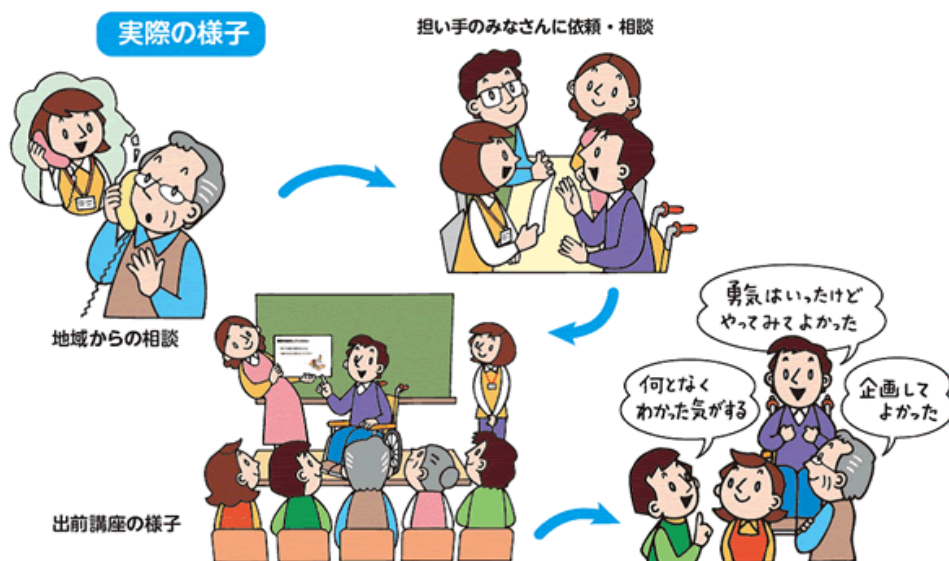
災害用コミュニケーションボードと啓発パンフレット
(H19年度作成・H30年度改訂)



この他にも、

- ・障害のある人の感じ方や気持ちを理解してもらう体験
- ・障害のある人や家族が日頃の思いを発表

など、さまざまな障害理解に関するお話をしています。



災害発生時の避難所生活における防犯対策の強化について（情報提供）

横浜市では、令和7年3月に改定した「横浜市地震防災戦略」に基づき、災害時に避難された皆様が、より安心して過ごせる避難所環境の整備を進めています。

この取組の一環として、**全ての地域防災拠点に、犯罪の抑止及び避難者の不安軽減を目的とした「簡易防犯カメラ（2台）」及び「防犯ブザー（10個）」を配備**しました。

今回配備した簡易防犯カメラ及び防犯ブザーについては、**横浜市（市民局）の管理**のもと、次のとおり運用しますので、ご承知おきください。

1 簡易防犯カメラについて

(1) 使用想定等

- 配備するカメラは、取り外し可能な簡易型のカメラ（トレイルカメラ）です。
- **平時は使用せず、災害時に限定**して使用します。
- 災害時に使用する場合も、**常時監視はせず、人の動きを検知した時のみ**自動で録画します。

(2) 設置場所

- 簡易防犯カメラの設置場所は、**防犯上必要な共用部分に限定**し、下記には設置しないでください。

【設置してはいけない場所】

- 就寝スペース
- トイレ、更衣室、授乳室等の内部
- 私的空間と認められる場所
- カメラが転倒・落下のおそれがある不安定な場所 など

- **具体的な設置場所**については、**下記を参考**としつつ、地域防災拠点ごとの状況を踏まえ、**地域防災拠点運営委員会においてご検討**をお願いいたします。

【設置が想定される場所の例】

- 避難所の主な出入口（受付を設置する場所周辺）
- トイレ、更衣室、授乳室等の出入口前の導線
- 貴重品保管場所の周辺
- 死角となりやすい廊下など、防犯上必要な場所

(3) 映像の管理について

簡易防犯カメラの映像は、**横浜市（市民局）の責任で管理**しますので、**地域防災拠点運営委員や避難者の方が映像を確認・管理することはありません。**

(4) 映像の開示（警察提供）について

簡易防犯カメラの映像は、原則、事件・事故等の発生により、警察から要請があった場合に限り、横浜市（市民局）がその内容を確認した上で警察に提供することを想定しています。

避難所に従事する市職員（動員職員）が現地で独自に開示判断を行うことはありません。

(5) 運用要綱について

簡易防犯カメラの運用に関する要綱（策定中）については、別途お知らせいたします。

2 防犯ブザーについて

防犯ブザーは、夜間にトイレや更衣室を利用する場合など、地域防災拠点内で不安を感じる場合に使用することを想定しています。

主に、こどもや高齢者、女性などへの貸出を想定していますが、使用方法や保管場所などについては、各地域防災拠点の実情に応じて柔軟に運用してください。

3 添付資料

「簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）について」

【担当】

市民局地域防犯支援課 川口、山香、早野

電話：671-3705 FAX：664-0734

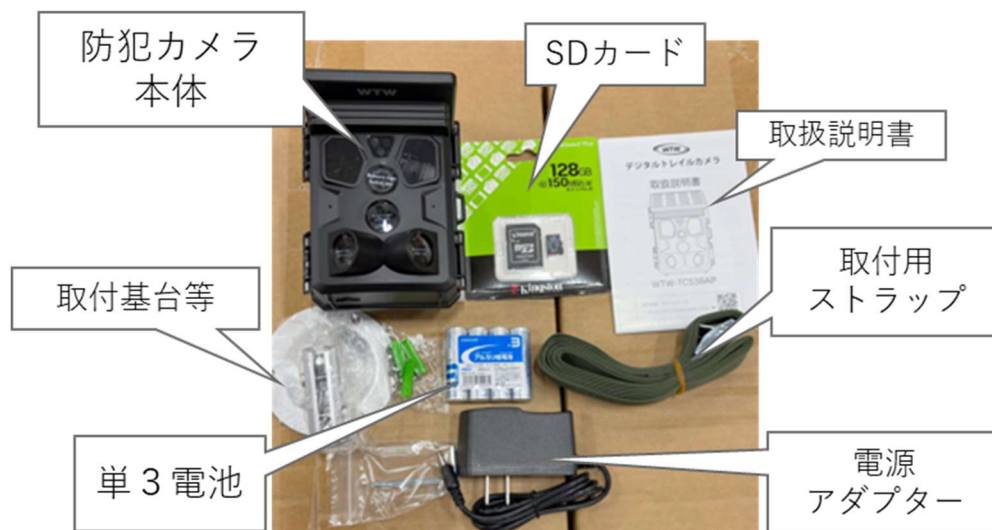
メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■簡易防犯カメラ及び防犯ブザー（画像見本）

【簡易防犯カメラ】

■特 徴

- ✓ センサー式で、人の動きを検知して録画します（トレイルカメラ）
- ✓ 赤外線センサーにより夜間も撮影できます
- ✓ 乾電池・ソーラーパネル・コンセントの3方式による給電に対応しています



【防犯ブザー】



誰もが安心して避難できる地域防災拠点づくり — 外国人住民への対応と男女ニーズの違いへの配慮 —

平素より、地域防災拠点の運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
当課では、国籍や性別にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

さて、市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。（別紙1）

また、災害時の避難生活においては、性別や立場の違いにより、必要とされる配慮や支援が異なることが、これまでの災害からも明らかになっています。こうした課題への理解を深め、誰もが安心して過ごせる避難所運営につなげていくため、「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等を開催いたします。（別紙2）

今後の地域防災拠点運営や訓練内容の検討等にあたり、少しでもお役に立てましたら幸いです。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

<担当>

横浜市市民局国際平和・ダイバーシティ推進課

(別紙1) 外国人との多文化共生に関する取組について

多文化共生担当 和田・浜田

TEL : 045-671-3826 FAX : 045-663-3431

Eメール : sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

(別紙2) 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」等について

男女共同参画推進担当 津曲・濱

TEL : 045-671-2017 FAX : 045-663-3431

Eメール : sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

地域防災拠点運営委員長のみなさま

地域防災拠点に外国人の方々が避難して来た時に備えて

市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 多文化共生担当

市内在住外国人人口は、約14万人（人口の約3%）となり、今後も増加傾向が見込まれます。外国人の方々が、地域防災拠点に避難してくることも考えられます。事前に何を準備しておいたらよいか、実際に避難してきた時にどのような対応をしたらよいか、参考情報をご紹介します。

1. 「私ができること・避難所ってどんなところ」（外国の方向け）のリーフレット（別紙1）
（日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語）
避難所のルールが記載され、外国の方が出来ることを記入するシートです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

2. 「外国人とともに進める地域防災と災害のヒント」のリーフレット

外国の人が抱える課題や、翻訳アプリの紹介、やさしい日本語の事例などが記載されています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/cityinfo/seisaku/kokusai/kyosei/tabunnkabousai.html>

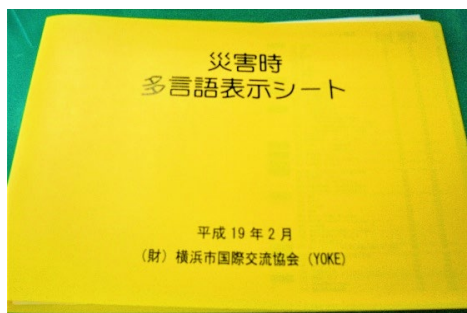
横浜市ホームページ「[地域防災のヒント](#)」で検索できます

3. 災害時多言語表示シート（地域防災拠点の備品）

各地域防災拠点の備品の中にあります。見つからず、配布を希望する場合は、6月末を目途に、区防災担当経由でご相談ください。

ウェブサイトから、その地域で必要な言語を選んで印刷することもできます。

<https://dis.clair.or.jp/open-data/dis-sheet/list/>「[災害時多言語表示シート検索](#)」で検索できます



【参考情報】（公益財団法人）横浜市国際交流協会（YOKE）の防災事業
出前講座やセミナーの実施を行っています（有料）。

詳細はこちら→ https://www.yokeweb.com/bosai_koza/「[日本人・外国人ともに進める地域防災](#)」で検索

連絡先：市民局 国際平和・ダイバーシティ推進課 和田・浜田

TEL:045-671-3826 FAX:045-663-3431 Eメール:sh-tabunka@city.yokohama.lg.jp

あなたにできることがあったら、☑を入れて避難所の運営者の人に渡してください。

私ができること

避難所運営者のみなさんへ

私の名前は _____ です。

私は次のことができます。お手伝いします。

日本語を話すことができます



通訳ができます



(話すことができる言葉： _____)

国の文化や背景を説明することができます



(知っている国・地域 _____)

料理を作ることができます



介護のお手伝いができます



子どもと一緒に遊ぶことが得意です



荷物を運びます



その他 (_____)

「避難所」ってどんなところ？

避難所は、誰でも行くことができる場所です。地震で家にいることができないときは、避難所へ行ってください。

Q 「避難所」はどのような場所ですか？



A

避難所は、地震などであなたの家が壊れて住むことができなくなったときに来て、生活する場所です。基本的に外国人も使うことができます。避難所では、過ごし方の決まりがあります。決まりを守ってください。横浜市では避難所のことを「地域防災拠点」と呼んでいます。

Q 「避難所」で何ができますか？



A

- ・泊まることができます
- ・食べ物や水をもらうことができます
- ・元の生活に戻るための情報をもらうことができます

Q 「避難所」は誰が作りますか？



A

「避難所」は、その地域の町内会の人たちが作る人が多いです。「避難所」は、みんなで協力して作ります。できることがあれば、あなたもお手伝いをしてください。

Q 「避難所」でどのように過ごしますか？

A

「避難所」に着いたら「避難者カード」にあなたの名前や住所などの情報を書きます。避難所では、次のことに気を付けて過ごしてください。



- 決められたスペースの中で過ごします
- 大きな声や騒音を出しません
- 食事をもらうときは、並んでください
- お年寄りや身体が不自由な人にやさしくしてください
- きれいに過ごせるように気をつけます
- 掃除など、みんなですることに参加します
- 避難所の決まりを守りましょう

男女ニーズの違いに配慮した防災研修について（依頼）
～誰もが安心して避難生活を送るために～

性別や立場による被災状況や男女ニーズの違いに対応した防災の重要性について理解を深めることを目的に、以下の研修を開催いたします。本研修の周知のご協力及び研修へのご参加をお願いいたします。

過去の災害では、避難所において、性別や立場による被災状況の違いから、以下のような問題が発生しました。

【例】

- ・男女のニーズに対する配慮不足から、着替えや授乳スペースがないことや、子育て・介護中の家庭に必要な物資やケアが提供されないこと
- ・女性や子どもに対する性犯罪や性暴力の発生

内閣府の報告書によると、これらの問題は、避難所の運営者に女性が少ないことにより、避難所の環境改善に関する女性の意見が運営に反映されにくいことが要因の1つであるとされています。このような課題に向き合うためには、女性をはじめ、高齢者や障害者などの要配慮者や、その支援者が経験した災害時の困りごとを学び、誰もが安心して避難生活を送るために、どうしたら良いか考えておくことが大切です。

1 「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市男女ニーズの違いに配慮した地域防災

(1) 研修概要

ア 日程・場所（3回とも同じ内容です。いずれかの回にご参加ください。）

第1回 令和8年8月8日（土）午後 場所：横浜市民防災センター

第2回 令和8年9月12日（土）午後 場所：磯子区役所

第3回 令和9年1月23日（土）午前 場所：中区役所

イ 対象者

地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

ウ 定員

60名（先着）※男性の委員の皆様もぜひご参加ください。

エ 参加費

無料

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申し込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～



横浜市電子申請
システム

次頁あり

(3) 受講決定


第1回、第2回は申し込み完了をもって受講決定となりますので、当日会場までお越しください。第3回は1月にご案内をお送りします。

(4) その他

8月8日(土)及び9月12日(土)は午前中に同会場にて、地域防災拠点運営研修も開催します。詳しくは、防災・危機管理統括本部地域防災課のホームページをご覧ください。

2 「女性の防災担い手研修」について

詳細は6月下旬に市民局国際平和・ダイバーシティ推進課及び横浜市男女共同参画推進協会のホームページにてご案内します。

検索  横浜市女性の防災担い手研修

(1) 研修概要

ア 日程(全3回の連続講座のため、全日ご参加をお願いします)

令和8年9月29日(火) 午後

10月20日(火) 午後

11月10日(火) 午後

イ 場所

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

ウ 対象者

すべての区の地域防災拠点の運営委員や委員候補の女性

※拠点運営委員長が2名までご推薦していただきますようお願いいたします。

エ 定員

50名(応募者多数の場合は抽選) ※1拠点2名まで

オ 参加費

無料

カ 内容(質疑応答を含め3時間程度)(予定)

- ・男女ニーズの違いに配慮した地域防災の重要性について
- ・先進的な拠点の事例紹介、意見交換
- ・コミュニケーション・ファシリテーションスキルの向上
- ・地域で取り組みたい内容の検討等

次頁あり

(2) 申し込み方法

横浜市電子申請システムまたはFAX（横浜市男女共同参画推進協会）でお申込みをお願いします。（詳細はチラシをご覧ください。）

申し込み期間：令和8年7月1日（水）～8月24日（月）



横浜市電子申請
システム

(3) 受講決定

受講可否は、9月10日頃までに郵送にてご案内します。

3 「防災出前講座」について

(1) 趣旨

講師が自治会・町内会や地域防災拠点等に出向き、災害時の男女ニーズの違いの理解を目的とする「防災出前講座」を実施します。通常は有料で実施をしていますが、4拠点に限り無料で実施をします。（先着となりますので、ご希望の拠点は早めにお申し込みください。また、令和7年度に本事業による無料の出前講座を利用したことがない自治会・町内会や地域防災拠点を優先とさせていただきます。）

【防災出前講座の具体例】

- ・地域防災拠点訓練や会議等での男女ニーズの違いを踏まえた研修やワークショップの実施
- ・災害時の男女ニーズの違いを踏まえた地域防災拠点運営の助言

ア 日程

9月～1月頃 拠点の希望に応じ日程を調整

イ 対象

地域防災拠点運営委員会、自治会・町内会等
全市で4拠点（自治会・町内会含む）

(2) 申し込み方法

下記担当まで直接、お申込みください。

横浜市男女共同参画推進協会 経営企画室

電話 045-862-5141

Eメール koho@women.city.yokohama.jp

(3) 申し込み期間

7月1日（水）～【枠が埋まり次第、募集終了となります】

【担当】 市民局国際平和・ダイバーシティ推進課 津曲・濱

電話 045-671-2017

Eメール sh-danjo@city.yokohama.lg.jp

参加費
無料

- ✔ みんなが安心できる避難所運営のために、平時から備えたいと考える方へ
- ✔ 地域防災拠点における防犯対策や安心・安全の具体化を考えたい方へ

男女ニーズの違いに配慮した 防災研修

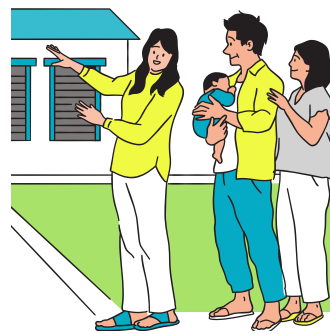
当日のプログラム

- **講義** 避難所運営にいかす男女共同参画の視点とは
 - **ワーク** 考えよう！男女ニーズの違いをいかした安心づくり
- 講師：横浜市男女共同参画センター職員

まずは地域防災拠点の訓練に参加してみませんか？



授乳スペースをご案内しますね



この研修では、性別・立場によって異なる被災状況やニーズの違いに着目し、みんなが安心できる地域防災拠点の運営に向けて、男女共同参画の視点を取り入れ、実践するポイントを解説します。講義とワークを通じて、平時の訓練や開設・運営マニュアルの見直しにいかせるよう学びを深めましょう。

🔍 横浜市 男女ニーズの違いに配慮した地域防災 × 本研修の概要は横浜市HPでもご確認いただけます。

日時／会場

3回とも同じ内容です。いずれかの日時にご参加ください。

A 8月8日(土)

14:00 ~ 16:00

横浜市民防災センター

B 9月12日(土)

14:00 ~ 16:00

磯子区役所

C 1月23日(土)

10:00 ~ 12:00

中区役所(本館)

対象／定員

地域防災拠点の運営委員長、運営委員／各回60人
※その他関心のある方もぜひご参加ください。

申込方法

受付期間：7月1日(水)から12月25日(金)まで(先着順)
※A・Bについては各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。
右の二次元コード「お申込みはこちら」より横浜市電子申請システムまたはFAX(受講申込書にFAX番号記載)でお申込みください。
※A・Bを選択された方は、お申込み完了をもって受講決定となります。
Cを選択された方には、1月に横浜市市民局よりメール(電子申請時のアドレス)または、地域防災研修事務局より受講案内を郵送します。

お申込みはこちら



問合せ先：☎ 045-862-5052

男女共同参画センター横浜(フォーラム) 地域防災研修事務局

提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

主催：男女共同参画センター横浜

A 2026年 8月8日(土)
 会場:横浜市民防災センター

〒221-0844
 横浜市神奈川区沢渡4-7
 ・各線「横浜駅」西口徒歩10分

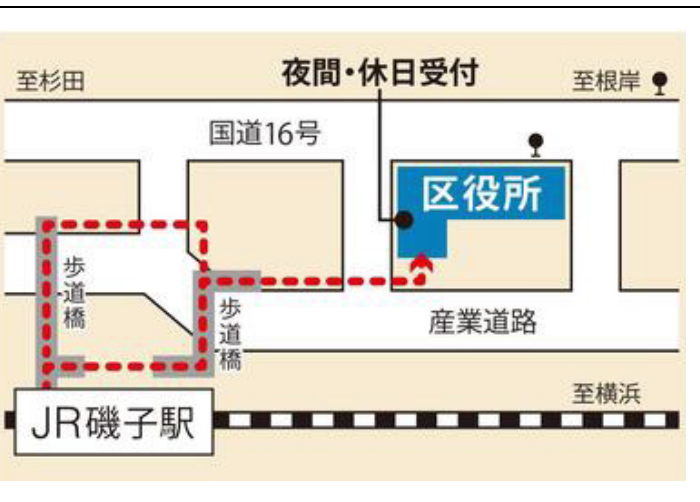
*研修内容は各回共通です



B 2026年 9月12日(土)
 会場:磯子区役所

〒235-0016
 横浜市磯子区磯子3丁目5-1
 ・JR根岸線「磯子駅」徒歩5分

*研修内容は各回共通です



C 2027年 1月23日(土)
 会場:中区役所(本館)

〒231-0021
 横浜市中区日本大通35
 ・JR根岸線「関内駅」南口徒歩7分
 ・横浜市営地下鉄「関内駅」(1番出口)徒歩7分
 ・みなとみらい線「日本大通り駅」(3番出口)徒歩4分

*研修内容は各回共通です



[荒天時の対応について]

当日午前11:00の時点で横浜市域に下記いずれかが発令されている場合、研修を中止する場合があります。

1. 大雨警報と暴風警報両方が発令
2. 大雪警報が発令
3. 暴風雪警報が発令
4. 特別警報が発令(大雨、暴風、大雪、暴風雪)



中止等のお知らせについては、(公財)横浜市男女共同参画推進協会ホームページの「協会・3館のお知らせ」欄に掲出しますので、右記の二次元コードよりご確認ください。

男女ニーズの違いに配慮した防災研修 受講申込書

地域防災拠点名: _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職: _____

電話番号: _____

■2026年度「男女ニーズの違いに配慮した防災研修」の受講を申し込みます。

希望する日時 (1か所に○を記入)	参加者氏名	ご住所 (「C」の日時を選択した方のみ記入)	連絡がしやすい 電話番号
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	
A・B・C	フリガナ:	〒	

・定員は各回 60 名(先着)です。1つの地域防災拠点から複数名のお申込みが可能です。

・対象者: 地域防災拠点運営委員長、運営委員、その他関心のある方

・3回とも同じ内容です。A・B・Cのいずれかの日時にご参加ください。

A 2026年8月 8日(土) 14:00~16:00 場所: 横浜市民防災センター

B 2026年9月12日(土) 14:00~16:00 場所: 磯子区役所

C 2027年1月23日(土) 10:00~12:00 場所: 中区役所(本館)

・申込み先: 7月1日(水)~12月25日(金)

FAX(045-865-4671)で男女共同参画センター横浜宛てに送信
又は右の二次元コードでも申込み可能です。



※「A」「B」については各開催日の3日前まで受付。以降はお電話でお問合せください。

※「C」を選択し、本受講申込書で申込みされた方には、1月中旬までに受講案内を郵送します。

※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■研修全般に関するお問い合わせ

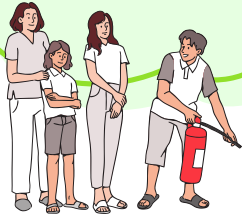
事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 斎藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052

参加費
無料

「女性の防災担い手研修」

毎年の訓練だけど…
積極的に参加してもらえよう
工夫を聞いてみたいな…



様々な人と話し合う力やつながる取組は
平時にも災害時にも大切なんだね。



着替えや授乳スペースは
どこに設置するのがいいかな？



- ✓ 地域の防災訓練や運営にいかせるヒントがたくさん！
- ✓ グループワークでアイデアを出し合いながら参加者同士の交流も

様々な立場の人々が集まる避難所の安心づくりのためには「女性の視点」が重要です！
市内の地域防災拠点の取組事例から学ぶとともに、災害時だけでなく日常生活にも役立つ「話し合う力」を仲間と一緒に身につけ、地域での取組に活かしませんか。

お申込みはこちら



第1回 9月29日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 安心できる避難所づくりとは？
市内地域防災拠点の事例を聴く

第2回 10月20日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 学び実践する—もしものときにも
平時にも大切な“話し合う力”

第3回 11月10日 火 13:30～16:30

講義&ワーク 仲間とともに考える—地域で取り
組みたいこと、やってみたいこと

申込
方法

全3回の連続講座のため、すべての回のご参加をお願いします。

受付期間：7月1日(水) から 8月24日(月)まで

※応募者多数の場合は抽選。

受講可否を9月10日頃までに郵送にてご案内予定

地域防災拠点ごとに運営委員長から受講者2名まで
をご推薦のうえ、右上の二次元コード「お申込みは
こちら」より横浜市電子申請システムでWEB入力、
または受講申込書をFAXでご送付ください。

会場

横浜市開港記念会館

(住所：横浜市中区本町1丁目6番地)

JR「関内駅」南口から徒歩10分

横浜市営地下鉄線「関内駅」1番出口から徒歩10分

みなとみらい線「日本大通り駅」1番出口から徒歩1分

問合せ先：045-862-5052

男女共同参画センター横浜（フォーラム）

地域防災研修事務局



提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

女性の防災担い手研修 受講申込書

【※横浜市内 18 区が対象です】

地域防災拠点名: _____ 区 _____ 拠点 _____

申込者名/役職: _____

電話番号: _____

■ 2026 年度「女性の防災担い手研修」への受講者として次の方を推薦します。

参加者氏名	ご住所	連絡がしやすい 電話番号
フリガナ:	〒	
フリガナ:	〒	

・対象者: **地域防災拠点の運営に関わる女性(各拠点から 2 名まで)**

・**全 3 回の講座に参加できる方をご推薦ください。**

・定員は 50 名 (応募者多数の場合は抽選) です。

・受講の可否は、9 月 10 日 (木) 頃までに郵送にてご案内します。

※2025 年度「女性の防災担い手研修」にご参加の方は、今年度はご参加いただくことができません。

同じ地域防災拠点から初めてのご参加の方を推薦していただくことは可能です。

・申込み先: 7月1日(水)～8月24日(月)

FAX (045-865-4671) で男女共同参画センター横浜宛てに送信

又は右の二次元コードでも申し込み可能です。



※提供された個人情報は、今回の事業実施のみに利用し、その他の目的で利用することはありません。

■ 研修全般に関するお問い合わせ

事務局: 男女共同参画センター横浜(地域防災研修事務局) 齋藤・高砂・山本

電話: 045-862-5052